

0001

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：応用

租税法律主義に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：行政庁は法律の根拠がなくても必要に応じて自由に新税を創設できる。

イ：租税法律主義は地方税だけに適用され、国税には適用されない。

ウ：新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることが必要である。

エ：租税法律主義は納税者の義務だけを定め、課税庁の権限統制とは無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：租税の賦課・変更には法律上の根拠が必要である。

イ：国税にも及ぶ基本原則である。

ウ：日本国憲法84条は租税法律主義を定め、課税要件や徴収の基本を国会制定法に基づかせる。

エ：課税庁の権限を法律に拘束する機能も持つ。

総合解説：租税法律主義は、納税者の予測可能性と法的安定性を確保し、課税行政を法律に拘束する基本原則である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0002

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：応用

課税要件法定主義の説明として最も適切なものはどれか。

ア：税率だけ法律に定めれば、納税義務者や課税標準は行政内部の判断で自由に決められる。

イ：納税義務者、課税物件、課税標準、税率など課税の主要な要件は、法律に基づいて定められるべきである。

ウ：課税要件法定主義は、企業会計基準だけで税負担を決める原則である。

エ：課税要件法定主義は租税の徴収後にのみ問題となる。

答え・解説

正答：イ

ア：課税の主要な要件全体に法的根拠が必要である。

イ：租税法律主義の具体化として、誰に何をどの基準・税率で課税するかを法律で定めることが求められる。

ウ：租税法上の課税要件を法律に基づかせる原則である。

エ：課税の成立要件そのものに関する原則である。

総合解説：試験では租税法律主義を抽象的に覚えるだけでなく、課税要件法定主義・明確主義との関係で理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0003

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：応用

課税要件明確主義の趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：課税要件は意図的に曖昧にして、課税庁が事後的に自由解釈できるようにする。

イ：税額計算は納税者に知らせない方が公平である。

ウ：納税者が自己の税負担を合理的に予測できるよう、課税要件はできる限り明確に定められるべきである。

エ：明確主義は刑法にだけ関係し、租税法には関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：予測可能性と法的安定性を害する。

イ：納税者の予測可能性を確保することが重要である。

ウ：租税法律主義は単に法律形式があれば足りるのではなく、課税要件の明確性も重要とされる。

エ：租税法律主義の内容として租税法でも重要である。

総合解説：明確性が不十分だと、同じ経済活動に対する課税が行政判断に左右されやすくなる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0004

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：基礎

所得や経済力が同程度の納税者間で税負担を配分するとき、租税公平主義の観点から最も適切な考え方はどれか。

ア：公平とは全ての納税者が必ず同額の税を納めることを意味する。

イ：公平主義は課税庁の事務効率だけを優先する原則である。

ウ：法人に対しては公平の観点を考慮しない。

エ：同様の担税力を有する者を不合理に差別せず、税負担を公平に配分することを重視する考え方である。

答え・解説

正答：エ

ア：所得や担税力が異なる場合まで同額負担とすることが公平とは限らない。

イ：税負担の合理的・公平な配分が中心である。

ウ：法人課税でも合理的な区分と公平性が問題となる。

エ：租税公平は形式的平等だけでなく、担税力等を踏まえた実質的な公平を問題とする。

総合解説：租税法律主義が課税の法的根拠を重視するのに対し、租税公平主義は税負担配分の合理性を重視する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0005

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：応用

租税回避と脱税の区別として最も適切なものはどれか。

ア：租税回避も脱税も、常に刑罰法規違反を意味する。

イ：脱税は適法な節税と同義である。

ウ：租税回避は税法上どのような場合も問題とならず、必ずそのまま認められる。

エ：脱税は所得隠しなど法令に違反して税負担を免れる行為であるのに対し、租税回避は私法上の形式等を利用して通常想定される課税を回避しようとする行為を指す。

答え・解説

正答：エ

ア：租税回避は直ちに犯罪行為と同義ではない。

イ：脱税は法令違反を伴う。

ウ：法令上の否認規定により課税される場合がある。

エ：両者は同義ではない。租税回避には個別否認規定や包括的な否認規定が問題となる場合がある。

総合解説：試験では、節税・租税回避・脱税を区別し、租税回避には法令上の否認規定が必要となる点を整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0006

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：標準

租税法規の解釈に関する基本姿勢として最も適切なものはどれか。

ア：税収確保のためであれば、法文にない課税要件を行政が追加してよい。

イ：租税法は文言を無視して常に経済的結果だけで決める。

ウ：文理解釈を基礎としつつ、法令の文言・体系・趣旨を踏まえて解釈し、明確な根拠なく課税要件を拡張してはならない。

エ：税法の解釈では納税者の予測可能性を考慮する必要はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法律の根拠なく課税範囲を拡張できない。

イ：法令の文言と体系を無視できない。

ウ：租税法律主義の下では、課税庁が政策目的だけを理由に課税要件を自由に拡張することは許されない。

エ：租税法律主義上、予測可能性は重要である。

総合解説：租税法の解釈では、文言に反して新たな課税を創設することと、法令の趣旨に沿って文言を解釈することを区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0007

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：基礎

租税法と私法上の法律関係との関係について最も適切なものはどれか。

ア：租税法では契約や所有権など私法上の関係は一切考慮しない。

イ：私法上有効な取引なら、税法上も必ず会計処理どおり無調整で認められる。

ウ：租税法が特別の定めを置いていない場合、私法上成立した取引関係や権利義務を前提として課税関係を判断することが多い。

エ：税法は私法より常に下位なので、税法上の特別規定は適用できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：課税関係の前提として私法関係が重要となる。

イ：税法独自の益金・損金規定や否認規定が適用されることがある。

ウ：法人税法は企業の取引・財産関係を前提に所得を計算するため、私法上の法律関係が重要な出発点となる。

エ：税法が独自の課税ルールを定めることがある。

総合解説：『私法上の取引を出発点にする』ことと、『税法上の調整がない』ことは別である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0008

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：標準

法人が形式上は第三者名義で資産を保有しているが、実際の収益享受者が別法人であることが法令上の要件に照らして明らかな場合、租税法上の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：名義だけでなく、法令が定める所得の帰属や実質的な権利関係を確認して課税関係を判断する。

イ：名義人以外の事情は一切検討してはならない。

ウ：実質を重視すれば、法律の文言を無視して課税庁が自由に課税できる。

エ：名義と実質が異なる場合、必ず無税になる。

答え・解説

正答：ア

ア：課税は単なる名義に機械的に従うのではなく、所得が誰に帰属するか等を法令に基づいて判定する。

イ：所得帰属等について実質的な権利関係の確認が必要な場合がある。

ウ：実質判断も法令の根拠に基づかなければならない。

エ：法令に基づき正しい帰属主体を判断する。

総合解説：実質課税は租税法律主義と対立する無限定な原理ではなく、法令上の課税要件を実質的な権利関係に即して適用する考え方である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0009

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：応用

納税者が取引を行った後に成立した法律によって、その取引時には予測できなかった税負担を過去に遡って課すことについて、租税法律主義上最も適切な説明はどれか。

ア：遡及課税は納税者の予測可能性と無関係なので、常に問題なく認められる。

イ：遡及課税は税率を下げる場合にも絶対に禁止される。

ウ：納税者の予測可能性や法的安定性を損なうため、特に慎重な検討が必要となる。

エ：租税法では将来の税制変更を予測する必要があるため、どのような遡及課税も当然許される。

答え・解説

正答：ウ

ア：法的安定性に重大な影響を与える。

イ：問題の性質は納税者に不利益な遡及課税で特に強く現れる。

ウ：租税法では取引時に税負担を予測できることが重要であり、真の遡及課税は法的安定性との緊張が強い。

エ：取引時点で予測不能な不利益課税は慎重な検討が必要である。

総合解説：遡及課税の論点は、租税法律主義の予測可能性・法的安定性の機能を理解するのに適している。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0010

租税法総論・法人税基礎 > 租税法総論・基本原則 | 難易度：基礎

法人税法・所得税法・消費税法などが中心となる「租税実体法」は、何を定める法分野か。

ア：税務訴訟の裁判管轄だけを定める法分野である。

イ：誰に、どのような課税物件について、どの課税標準・税率で税を負担させるかなど、納税義務の成立・内容を定める法分野である。

ウ：税務署内の人事配置だけを定める法分野である。

エ：罰則だけを定める法分野である。

答え・解説

正答：イ

ア：それは租税争訟法に関係する。

イ：法人税法・所得税法・消費税法などの主要部分は租税実体法に属する。

ウ：納税義務の成立・内容を定める分野ではない。

エ：租税罰則法とは区別される。

総合解説：令和9年公認会計士試験では租税手続法・争訟法・罰則法は当分の間出題範囲外とされ、租税実体法が中心となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0011

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：基礎

内国法人の各事業年度の所得金額の基本的な計算として最も適切なものはどれか。

ア：収益から資産を控除して計算する。

イ：益金の額から損金の額を控除して計算する。

ウ：現金収入から現金支出だけを控除して計算する。

エ：会計上の純資産額だけで決定する。

答え・解説

正答：イ

ア：法人税所得の基本算式ではない。

イ：法人税法上の各事業年度の所得は、原則として益金 - 損金で計算する。

ウ：発生・権利義務に基づく項目も含まれ、現金主義ではない。

エ：所得金額は益金と損金の差額として計算する。

総合解説：実務では会計上の当期利益を出発点に申告調整を行うが、法的な所得計算構造は益金 - 損金である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0012

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：基礎

会計上の税引前利益が1,000万円、損金不算入額が120万円、益金不算入額が40万円で、他の調整がない。法人税法上の所得金額はいくらか。

ア：1,080万円（考え方：1,000+120-40=1,080万円となる計算）。

イ：840万円（考え方：損金不算入を減算し、益金不算入を加算するという逆の処理になっている）。

ウ：920万円（考え方：益金不算入だけを減算している）。

エ：1,160万円（考え方：益金不算入額まで加算している）。

答え・解説

正答：ア

ア：1,000 + 120 - 40 = 1,080万円となる。

イ：損金不算入を減算し、益金不算入を加算するという逆の処理になっている。

ウ：益金不算入だけを減算している。

エ：益金不算入額まで加算している。

総合解説：会計利益から税務所得への調整では、損金不算入は加算、益金不算入は減算する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0013

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：標準

会計上は費用として計上したが、法人税法上は損金不算入となる100万円がある。この調整として最も適切なものはどれか。

- ア：会計利益に100万円を加算して課税所得を計算する。
- イ：会計利益からさらに100万円を減算する。
- ウ：税務所得への影響はない。
- エ：資本金から100万円を控除する。

答え・解説

正答：ア

ア：会計上は利益を減らしている費用が税務上は認められないため、その分を税務所得へ加算する。
イ：二重に所得を減らすことになる。
ウ：損金不算入は会計利益と税務所得の差異を生む。
エ：課税所得の申告調整とは関係しない。
総合解説：損金不算入は『費用計上していても税務上は所得を減らさない』という意味である。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0014

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：応用

会計上は収益として計上した受取配当のうち60万円が法人税法上益金不算入となる。他の調整がない場合の処理として最も適切なものはどれか。

- ア：会計利益から60万円を減算する。
- イ：会計利益に60万円を加算する。
- ウ：損金不算入として処理する。
- エ：資本金へ振り替えれば税務調整は不要となる。

答え・解説

正答：ア

ア：会計収益には含まれているが、税務上の益金には含めないため税務所得から減算する。
イ：益金不算入の方向と逆である。
ウ：収益側の調整なので益金不算入である。
エ：会計表示だけで税務上の取扱い是不変である。
総合解説：益金不算入は『会計上は収益でも税務上の課税所得に含めない』という調整である。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0015

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：応用

法人税における確定決算主義の説明として最も適切なものはどれか。

ア：株主総会等で確定した決算を基礎に申告し、一定の損金項目については決算上の損金経理等を要件として税務上の損金算入を認める。

イ：税務所得は決算と完全に無関係に、税務署がゼロから帳簿を作り直して決める。

ウ：会計上の処理は全て無条件で税務上も認められる。

エ：確定決算主義では申告調整を行ってはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：法人税申告は企業会計上の確定決算を基礎としつつ、税法上の申告調整を加えて所得を計算する。

イ：確定した決算を基礎とする。

ウ：税法上の益金・損金規定による調整がある。

エ：申告調整により会計と税務の差異を調整する。

総合解説：確定決算主義は『会計＝税務』という意味ではなく、確定した決算を基礎に税法調整を行う仕組みである。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0016

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：標準

法人税法上の「損金経理」の基本的な意味として最も適切なものはどれか。

ア：税務署が職権で損金と認定することだけをいう。

イ：現金を実際に支払うことだけをいう。

ウ：法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。

エ：貸借対照表の資本金を減額することをいう。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人自身の確定決算上の費用・損失経理を指す。

イ：支払の有無と損金経理は同義ではない。

ウ：減価償却費等、一定の項目では損金経理額を基礎に税務上の損金算入額を計算する。

エ：費用・損失としての決算経理をいう。

総合解説：損金経理要件は確定決算主義と結び付く重要な技術概念である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0017

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：標準

株主からの通常の出資払込み1,000万円を法人が受けた場合の法人税所得計算として最も適切なものはどれか。

ア：全額を売上高として益金算入する。

イ：全額を損金算入する。

ウ：法人税法上、出資と売上は区別しない。

エ：原則として資本等取引であり、受けた1,000万円を通常の益金として課税しない。

答え・解説

正答：エ

ア：出資払込みは通常の売上取引ではない。

イ：法人が支出した費用ではない。

ウ：資本等取引は所得計算から区別される。

エ：出資払込みは会社の利益獲得取引ではなく資本形成であるため、通常の益金から除外される。

総合解説：法人税法上の所得計算では損益取引と資本等取引を区別することが基本である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0018

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：基礎

事業年度末までに役務提供を受け、支払義務が成立し、金額を合理的に算定できる費用について、法人税上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：現金を支払うまで絶対に損金にならない。

イ：現金支払が翌期であっても、当期の損金となり得る。

ウ：注文しただけで役務提供がなくても必ず損金になる。

エ：金額が全く算定できなくても必ず当期損金になる。

答え・解説

正答：イ

ア：法人税所得計算は純粋な現金主義ではない。

イ：費用は単なる現金支払時点ではなく、当期までに債務が確定しているか等を基礎に帰属時期を判断する。

ウ：役務提供等が行われていることが重要である。

エ：債務内容・金額が合理的に確定していることが必要となる。

総合解説：販売費・一般管理費等の帰属時期では、債務確定の考え方が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0019

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：標準

企業会計上の費用と法人税法上の損金の関係として最も適切なものはどれか。

ア：両者は多くの点で共通するが、寄附金、交際費、役員給与、減価償却など税法独自の制限により差異が生じる。

イ：会計上費用なら、どのような支出でも全額損金になる。

ウ：税務上の損金は会計上の費用と常に無関係である。

エ：会計税務差異は法人税申告では調整しない。

答え・解説

正答：ア

ア：法人税は確定決算を基礎にする一方、政策目的・租税回避防止・債権者との無関係などから独自調整を設ける。

イ：税法上の損金算入制限がある。

ウ：確定決算を基礎とするため関連は深い。

エ：申告調整により税務所得へ反映する。

総合解説：公認会計士試験では、会計処理そのものより『会計から税務へどう調整するか』が重要になる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0020

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：標準

会計上の税引前利益2,000万円に、交際費の損金不算入80万円、減価償却超過額50万円があり、受取配当等の益金不算入額が120万円ある。他の調整はない。所得金額はいくらか。

ア：1,750万円（考え方：損金不算入項目まで減算している）。

イ：2,130万円（考え方：益金不算入120万円を減算していない）。

ウ：2,010万円（考え方：2,000+80+50-120=2,010万円）。

エ：2,250万円（考え方：すべての調整額を加算する計算）。

答え・解説

正答：ウ

ア：損金不算入項目まで減算している。

イ：益金不算入120万円を減算していない。

ウ：2,000 + 80 + 50 - 120 = 2,010万円。

エ：すべての調整額を加算している。

総合解説：複数の申告調整では、損金不算入 = 加算、益金不算入 = 減算を機械的に区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0021

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：標準

申告調整に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：税務上損金不算入なら、必ず会計帳簿の費用計上を取り消さなければ申告できない。

イ：申告調整は資本金だけを変更する制度である。

ウ：会計と税務の差異は申告書に一切反映しない。

エ：確定した会計帳簿を直接修正せず、法人税申告書上の加算・減算により税務所得を計算する項目がある。

答え・解説

正答：エ

ア：申告書上の加算調整で処理できる項目がある。

イ：会計利益と税務所得の差異を調整する制度である。

ウ：加算・減算により反映する。

エ：税法上の差異の多くは別表四等の申告調整によって処理される。

総合解説：確定決算主義と申告調整をセットで理解すると、法人税申告の構造が明確になる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0022

租税法総論・法人税基礎 > 課税所得計算・確定決算主義 | 難易度：標準

法人税の所得計算単位として最も適切なものはどれか。

ア：法人設立から解散までの全期間を一括し、途中では所得計算しない。

イ：毎月必ず確定申告して所得を確定する。

ウ：株主ごとに法人所得を分割して計算する。

エ：原則として法人の各事業年度ごとに所得金額を計算する。

答え・解説

正答：エ

ア：各事業年度ごとに計算する。

イ：通常は各事業年度単位で確定申告する。

ウ：法人自身の各事業年度所得を計算する。

エ：法人税は各事業年度を課税期間として所得を計算し、欠損金等の制度により事業年度間調整を行う。

総合解説：事業年度単位の課税が原則であるため、収益・費用の帰属時期や欠損金繰越が重要となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0023

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：基礎

法人税法上の益金の額に含まれる取引として最も適切なものはどれか。

ア：商品の販売による収益。

イ：株主からの通常の資本払込み。

ウ：法人税の還付加算金以外の純粋な資本金増加だけ。

エ：会社が自ら発行した株式の払込額全額を売上として計上すること。

答え・解説

正答：ア

ア：資産の販売、役務提供等の取引から生ずる収益は、原則として益金の額に算入される。

イ：資本等取引として通常の益金から除かれる。

ウ：資本等取引は所得計算から区別される。

エ：通常の益金ではない。

総合解説：益金は会計上の収益と近いが、資本等取引や益金不算入制度による例外がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0024

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：標準

法人が第三者から時価300万円の機械を無償で譲り受けた場合の法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：対価を支払っていないので益金は0円である。

イ：300万円全額が損金になる。

ウ：資本金として処理しなければならない。

エ：原則として受贈益300万円が益金となる。

答え・解説

正答：エ

ア：無償取得でも経済的利益を受けている。

イ：資産受入れによる利益であり損金ではない。

ウ：第三者からの通常の無償受贈は資本払込みではない。

エ：無償による資産の受入れも、経済的利益の取得として益金を構成する。

総合解説：法人税法は有償取引だけでなく、無償による資産・利益の受入れも益金の対象とする。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0025

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：応用

法人が時価500万円、帳簿価額300万円の資産を第三者へ無償譲渡した場合の法人税上の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：無償なので益金も損金も一切生じない。

イ：原則として時価相当額で譲渡したものと同様に益金を認識し、相手方への経済的利益供与は寄附金等として別途損金算入制限を検討する。

ウ：帳簿価額300万円だけを売上として益金算入する。

エ：時価500万円を全額損金算入でき、益金は生じない。

答え・解説

正答：イ

ア：無償取引にも税法上の損益認識がある。

イ：法人税では無償譲渡でも経済的価値の移転を時価で捉えるため、単に帳簿価額を消去するだけではない。

ウ：譲渡対価相当額は時価を基礎に考える。

エ：寄附金等の損金算入制限が問題となる。

総合解説：無償取引では、譲渡損益と寄附金・受贈益を分けて考えることが重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0026

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：基礎

内国法人が完全子法人株式等に係る配当100万円を受けた場合の基本的な益金不算入額として最も適切なものはどれか。

ア：100万円（考え方：完全子法人株式等に係る配当等は原則として全額が益金不算入となる計算）。

イ：0円（考え方：完全子法人株式等には受取配当等の益金不算入制度が適用される）。

ウ：20万円（考え方：非支配目的株式等の取扱いと混同している）。

エ：50万円（考え方：その他株式等の取扱いと混同している）。

答え・解説

正答：ア

ア：完全子法人株式等に係る配当等は原則として全額が益金不算入となる。

イ：完全子法人株式等には受取配当等の益金不算入制度が適用される。

ウ：非支配目的株式等の取扱いと混同している。

エ：その他株式等の取扱いと混同している。

総合解説：受取配当等の益金不算入は持株関係により不算入割合が異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0027

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：基礎

内国法人が、完全子法人株式等・関連法人株式等・非支配目的株式等のいずれにも該当しない国内株式から配当200万円を受けた。基本的な益金不算入額はいくらか。

ア：40万円（考え方：20%益金不算入となる非支配目的株式等の取扱いとする考え方）。

イ：100万円（考え方：この区分の受取配当等は原則として50%相当額が益金不算入となるため、 $200 \times 50\% = 100$ 万円）。

ウ：200万円（考え方：全額不算入は完全子法人株式等などの取扱いとする考え方）。

エ：0円（考え方：国内法人からの一定の配当には益金不算入制度がある）。

答え・解説

正答：イ

ア：20%益金不算入となる非支配目的株式等の取扱いである。

イ：この区分の受取配当等は原則として50%相当額が益金不算入となるため、 $200 \times 50\% = 100$ 万円。

ウ：全額不算入は完全子法人株式等などの取扱いである。

エ：国内法人からの一定の配当には益金不算入制度がある。

総合解説：受取配当等は、完全子法人株式等、関連法人株式等、その他株式等、非支配目的株式等に区分して処理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0028

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：基礎

内国法人が非支配目的株式等に係る配当300万円を受けた。基本的な益金不算入額はいくらか。

ア：150万円（考え方：50%不算入の区分と混同している）。

イ：60万円（考え方：非支配目的株式等に係る配当等は20%相当額が益金不算入となるため、 $300 \times 20\% = 60$ 万円）。

ウ：300万円（考え方：全額不算入の区分として扱う場合）。

エ：240万円（考え方：80%を不算入とする制度として扱う場合）。

答え・解説

正答：イ

ア：50%不算入の区分と混同している。

イ：非支配目的株式等に係る配当等は20%相当額が益金不算入となるため、 $300 \times 20\% = 60$ 万円。

ウ：全額不算入の区分ではない。

エ：80%を不算入とする制度ではない。

総合解説：非支配目的株式等は持株割合が低い投資的保有を想定し、益金不算入割合が20%となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0029

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：標準

関連法人株式等に係る受取配当等の益金不算入に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：配当等の20%だけが益金不算入となる。

イ：国内法人からの配当でも必ず全額益金算入となる。

ウ：負債利子との関係は一切考慮しない。

エ：原則として配当等の額から一定の負債利子相当額を控除した残額が益金不算入となる。

答え・解説

正答：エ

ア：非支配目的株式等の取扱いである。

イ：受取配当等の益金不算入制度がある。

ウ：関連法人株式等では一定の負債利子控除が問題となる。

エ：関連法人株式等では配当等に対応する負債利子の一部を調整した上で益金不算入額を計算する。

総合解説：関連法人株式等は持株関係が強い一方、配当獲得に対応する負債利子の課税上の整合を図る調整がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0030

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：基礎

内国法人間の受取配当等について益金不算入制度が設けられている主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：配当を受ける法人を常に無税にするため。

イ：株主総会の議決権を増やすため。

ウ：外国法人への配当だけを非課税にするため。

エ：法人段階で課税された利益が配当として法人株主へ移転する際の法人間の重複課税を調整するため。

答え・解説

正答：エ

ア：配当以外の所得や区分ごとの不算入割合があり、全面的免税制度ではない。

イ：税額計算上の制度であり議決権とは無関係である。

ウ：国内法人間配当の調整が中心である。

エ：同一の企業利益に対する法人段階での累積的課税を一定程度排除する機能がある。

総合解説：受取配当等益金不算入は、持株関係に応じた二重課税調整制度として理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0031

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：標準

取引先から買掛金500万円のうち200万円を無条件で免除された場合の法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：債務免除は現金収入がないので益金にならない。

イ：免除を受けた200万円は、原則として債務免除益として益金となる。

ウ：免除額200万円は必ず資本金となる。

エ：買掛金500万円全額が新たに損金となる。

答え・解説

正答：イ

ア：現金収入がなくても経済的利益の取得として益金となる。

イ：債務が消滅することで法人の純資産が増加するため、原則として益金を構成する。

ウ：通常の債権者による免除は資本払込みではない。

エ：既存債務のうち免除された部分が利益となる。

総合解説：法人税の益金は現金収入だけに限定されず、債務免除など経済的利益も含む。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0032

租税法総論・法人税基礎 > 益金の額・受取配当等 | 難易度：基礎

帳簿価額700万円の土地を1,000万円で通常売却した。税務上特別な調整がない場合の譲渡益はいくらか。

ア：700万円（考え方：帳簿価額そのものを譲渡益としている）。

イ：1,000万円（考え方：取得原価相当額を控除していない）。

ウ：1,700万円（考え方：売却価額と帳簿価額を加算する計算）。

エ：300万円（考え方：譲渡対価1,000-帳簿価額700=300万円）。

答え・解説

正答：エ

ア：帳簿価額そのものを譲渡益としている。

イ：取得原価相当額を控除していない。

ウ：売却価額と帳簿価額を加算している。

エ：譲渡対価1,000 - 帳簿価額700 = 300万円。

総合解説：資産譲渡では収入額と税務上の帳簿価額との差額が譲渡損益の基本となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0033

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

法人税法上、損金の額に算入されるものの基本的な範囲として最も適切なものはどれか。

ア：株主への通常の利益配当。

イ：売上原価、販売費・一般管理費その他の費用、資本等取引以外の取引に係る損失など。

ウ：法人税本税。

エ：資本金の払戻し全額。

答え・解説

正答：イ

ア：利益処分であり、法人所得計算上の通常の損金ではない。

イ：法人税法上の損金は、原価・費用・損失を中心に構成されるが、個別の損金不算入規定が優先する。

ウ：法人税本税は損金不算入である。

エ：資本等取引であり通常の損金とは区別される。

総合解説：まず法人税法22条の一般的な損金構造を押さえ、その後個別規定による制限を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0034

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

法人税上の減価償却費に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：償却限度額を超えて損金経理した部分も全額損金になる。

イ：減価償却費は損金経理しなくても常に法定額全額が自動的に損金になる。

ウ：原則として、法人が損金経理した金額のうち償却限度額までの金額が損金算入される。

エ：減価償却費は法人税上すべて損金不算入である。

答え・解説

正答：ウ

ア：超過額は損金不算入となる。

イ：原則として損金経理要件がある。

ウ：法人税では確定決算上の損金経理額と法定の償却限度額の双方を基礎に損金算入額を決める。

エ：一定の範囲で損金算入される。

総合解説：減価償却は確定決算主義の典型論点であり、損金経理額と償却限度額の小さい方が基本となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0035

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

法人が事業用土地を取得した場合の法人税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：土地は耐用年数50年として必ず定額償却する。

イ：土地取得価額は取得年度に全額損金となる。

ウ：土地は使用開始後1年で全額償却する。

エ：土地は原則として減価償却資産ではないため、通常の減価償却費を計上して損金算入することはできない。

答え・解説

正答：エ

ア：土地は原則として減価償却資産ではない。

イ：資産計上し、譲渡等まで取得価額を保持する。

ウ：そのような制度ではない。

エ：土地は時の経過によって通常価値が減耗する資産として法定償却する対象ではない。

総合解説：建物と土地を一括取得した場合も、減価償却対象は建物部分である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0036

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

機械を購入し、運送費・据付費を支出して事業の用に供した。法人税上の取得価額として最も適切な考え方はどれか。

ア：購入代価だけを取得価額とし、運送費・据付費は必ず全額当期損金にする。

イ：購入代価に、原則として購入や事業供用のため直接要した運送費・据付費等を加える。

ウ：運送費だけ取得価額に含め、購入代価は当期損金にする。

エ：据付費は資本金に計上する。

答え・解説

正答：イ

ア：直接要した費用は原則として取得価額に含まれる。

イ：減価償却資産の取得価額には購入代価に加え、取得・供用に直接要した費用が含まれる。

ウ：購入代価が取得価額の中心である。

エ：資産の取得価額の構成要素となる。

総合解説：取得価額の判定は減価償却額そのものに影響するため、付随費用の扱いは重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0037

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

取得価額1,200万円、定額法の償却率0.100の減価償却資産を事業年度初日に取得・供用した。特別な調整がない場合の年間償却限度額はいくらか。

ア：12万円（考え方：償却率を1%として計算している）。

イ：120万円（考え方：1,200万円×0.100=120万円）。

ウ：1,080万円（考え方：取得価額から償却率相当額を引いた残額とする考え方）。

エ：1,200万円（考え方：初年度に全額償却する計算として扱う場合）。

答え・解説

正答：イ

ア：償却率を1%として計算している。

イ：1,200万円×0.100＝120万円。

ウ：取得価額から償却率相当額を引いた残額である。

エ：初年度に全額償却する計算ではない。

総合解説：定額法では原則として取得価額×定額法償却率で償却限度額を求める。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0038

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：基礎

機械を3月に購入したが、据付工事が終わらず事業年度末まで一度も事業の用に供していない。法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：購入契約を締結した日から必ず減価償却する。

イ：代金を全額払えば供用前でも必ず1年分償却する。

ウ：その事業年度については、当該機械の通常の減価償却は開始しない。

エ：供用前の機械は取得価額全額を損金にする。

答え・解説

正答：ウ

ア：取得だけでなく事業供用が重要である。

イ：支払時期だけで償却開始は決まらない。

ウ：減価償却は資産を事業の用に供した後の使用・時の経過に対応して行う。

エ：資産計上が必要である。

総合解説：『取得日』と『事業の用に供した日』を区別することが減価償却の基本である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0039

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

取得価額8万円で、通常の使用可能期間が2年の事業用備品を取得し、取得年度に全額損金経理した。法人税上の原則的取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：10万円未満でも必ず法定耐用年数で償却しなければならない。

イ：取得価額30万円未満なら全法人が無条件に即時損金算入できる。

ウ：取得価額10万円未満の少額減価償却資産として、要件を満たせば取得年度に全額損金算入できる。

エ：取得価額が1円以上なら少額資産規定は使えない。

答え・解説

正答：ウ

ア：少額資産の即時損金算入が認められる場合がある。

イ：30万円未満特例は対象法人・期限等がある特例で、一般原則ではない。

ウ：一般的な少額減価償却資産の基準の一つは取得価額10万円未満である。

エ：一定の少額資産には特例がある。

総合解説：恒久的な一般ルールと、中小企業者向けの30万円未満特例を混同しない。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0040

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

取得価額15万円の減価償却資産について、法人が一括償却資産として処理することを選択した場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：取得年度に必ず全額損金算入する。

イ：取得価額を3年間で均等に損金算入する方法を選択できる。

ウ：20年間で均等償却する。

エ：一括償却資産を選べると減価償却費は永久に損金にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：10万円以上20万円未満では一般の即時損金算入とは異なる。

イ：取得価額20万円未満の一定の減価償却資産には、一括償却資産として3年均等償却する制度がある。

ウ：一括償却資産は3年間で基本である。

エ：3年間で損金算入する。

総合解説：10万円未満の少額資産、20万円未満の一括償却資産、特例の30万円未満を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0041

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：基礎

老朽化した設備を元の性能に回復させるため通常の修理を行った。使用可能期間の大幅な延長や価値増加はない。この支出の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：原状回復・維持管理のための支出として修繕費となり、原則として支出年度の損金となる。

イ：設備に関する支出は全て資本的支出となる。

ウ：修理という名称なら、価値を大幅に増加させても全額修繕費となる。

エ：修繕費は損金にできず、必ず資本金に振り替える。

答え・解説

正答：ア

ア：修繕費か資本的支出かは名称ではなく、資産価値・使用可能期間を増加させるか等の実質で判断する。

イ：原状回復・維持管理なら修繕費となる。

ウ：名称ではなく実質で判断する。

エ：通常の修繕費は損金となる。

総合解説：修繕費と資本的支出の区分は法人税の頻出論点である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0042

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

設備の改良により従来より処理能力が大幅に向上し、資産価値も明らかに増加した。この支出の法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：価値増加部分は資本的支出として資産計上し、減価償却を通じて損金算入する。

イ：名称が修理費なら全額当期損金となる。

ウ：資本的支出は永久に損金算入できない。

エ：資本的支出は株主への配当として処理する。

答え・解説

正答：ア

ア：使用可能期間の延長や価値増加に対応する支出は、当期修繕費ではなく資本的支出となる。

イ：実質的な価値増加を基準に判断する。

ウ：資産計上後、原則として減価償却を通じて損金化する。

エ：固定資産に係る追加投資である。

総合解説：資本的支出は当期費用化を制限し、将来期間へ費用配分する仕組みである。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0043

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：基礎

法人が毎年継続して、支払日から1年以内に提供を受ける一定の継続的役務の対価を前払いし、支払年度に損金算入している。法人税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：前払費用はどのような場合も支払時に全額損金になる。

イ：一定の要件を満たす短期前払費用として、支払年度の損金算入が認められる場合がある。

ウ：短期前払費用の特例は10年分を一括前払いした場合にも当然適用される。

エ：前払費用は支払年度にも将来年度にも一切損金にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：原則は役務提供時に損金となる。

イ：前払費用は原則資産計上だが、1年以内の継続的役務について継続適用等の要件を満たす場合に特例がある。

ウ：支払日から1年以内の役務が基本要件である。

エ：役務提供に対応して損金となる。

総合解説：短期前払費用は例外規定なので、継続性・1年以内・収益対応の必要性等を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0044

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

取引先が法的整理に入り、法令に基づき売掛金300万円が切り捨てられた。法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：債権が切り捨てられても永久に損金算入できない。

イ：切捨額は売上として益金算入する。

ウ：切り捨てが確定した事業年度に、その金額を貸倒損失として損金算入できる。

エ：債務者が倒産したという噂だけで全債権を自動的に貸倒損失にできる。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定の貸倒事実があれば損金算入できる。

イ：債権回収不能による損失である。

ウ：法的整理等により金銭債権が切り捨てられた場合は、一定の要件で貸倒損失が認められる。

エ：法的・実質的な回収不能等の要件が必要である。

総合解説：貸倒損失は債権の法的切捨て、全額回収不能、取引停止後一定期間など類型ごとに要件がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0045

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

貸倒引当金の損金算入に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：会計上貸倒引当金を計上すれば、全法人が全額を無条件に損金算入できる。

イ：貸倒引当金は法人税法上完全に廃止され、どの法人にも認められない。

ウ：貸倒引当金は将来売上を見積もるための益金算入制度である。

エ：全ての法人が自由な見積額を損金算入できるわけではなく、一定の中小法人や金融業者等、法令上の対象法人・債権に限って認められる。

答え・解説

正答：エ

ア：税法上の対象法人・限度額がある。

イ：一定の法人には制度が残っている。

ウ：貸倒リスクに対応する損金算入制度である。

エ：貸倒引当金は税法上適用対象が限定され、会計上の引当額がそのまま全法人で損金になるわけではない。

総合解説：会計上の引当金と税法上の損金算入範囲の差異は重要な申告調整論点である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0046

法人税・損金・個別論点 > 損金・減価償却・引当金等 | 難易度：標準

保有資産の市場価格が一時的に下落したため、法人が任意に評価損を計上した場合の法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：会計上評価損を計上すれば、理由を問わず全額損金となる。

イ：資産価格が1円でも下がれば取得価額全額を損金にできる。

ウ：評価損は益金として加算する。

エ：単なる任意評価による評価損は原則として損金算入されず、法令上認められる特定の事実・要件が必要である。

答え・解説

正答：エ

ア：税法上の要件が必要である。

イ：そのような制度ではない。

ウ：原則損金不算入の問題であり益金項目ではない。

エ：法人税は恣意的な評価損による所得操作を防ぐため、評価損の損金算入事由を限定している。

総合解説：税法では資産評価損を限定的に認め、含み損の任意計上による課税所得操作を防止している。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0047

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：標準

法人税上の寄附金に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：支出名目が『寄附金』でなければ税法上の寄附金にはならない。

イ：対価を得て通常価格で商品を販売した場合も寄附金となる。

ウ：名義を問わず、金銭その他の資産又は経済的利益を無償で供与する行為が原則として対象となる。

エ：寄附金は必ず全額損金算入される。

答え・解説

正答：ウ

ア：名義ではなく実質で判断する。

イ：通常の有償取引は寄附金ではない。

ウ：寄附金は名称ではなく実質で判定し、広告宣伝費・交際費・福利厚生費等に該当するものは区別する。

エ：一般寄附金には損金算入限度額がある。

総合解説：寄附金該当性と損金算入限度額の計算は別の論点である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0048

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：応用

法人が国又は地方公共団体に対して要件を満たす寄附金を支出した場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一般寄附金と同様に必ず大部分が損金不算入となる。

イ：寄附金なので1円も損金算入できない。

ウ：原則としてその全額が損金算入される。

エ：資本金へ振り替えなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：国等への一定の寄附金は全額損金算入となる。

イ：一定の寄附金は全額損金算入である。

ウ：国・地方公共団体に対する一定の寄附金は一般寄附金の限度計算とは別に全額損金算入が認められる。

エ：費用としての寄附金の取扱いである。

総合解説：寄附金は相手先・性質によって損金算入範囲が異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0049

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：標準

法人による完全支配関係がある他の内国法人へ寄附金100万円を支出した場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：支出法人では原則として全額損金不算入となる。
- イ：一般寄附金限度額の範囲なら必ず損金算入できる。
- ウ：支出法人では全額益金算入する。
- エ：支出法人では必ず全額損金算入する。

答え・解説

正答：ア

ア：完全支配関係法人間の一定の寄附金は、支出側で全額損金不算入とする特則がある。
イ：完全支配関係法人間には特則がある。
ウ：支出であり益金ではない。
エ：全額損金不算入が基本である。
総合解説：100%国内グループ内の寄附金には一般寄附金とは異なる課税調整がある。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0050

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：基礎

法人税上の交際費等に該当し得る支出として最も適切なものはどれか。

- ア：不特定多数の一般消費者へ配る広告用チラシの印刷費。
- イ：全従業員を対象とした通常の社内運動会費用。
- ウ：製品の製造に直接要する原材料費。
- エ：得意先を接待するための宴会費用。

答え・解説

正答：エ

ア：通常は広告宣伝費であり交際費等ではない。
イ：専ら従業員の慰安のため通常要する費用は福利厚生費となる。
ウ：交際費等ではなく売上原価に関係する。
エ：得意先・仕入先その他事業関係者への接待、供応、慰安、贈答等の費用は交際費等に該当し得る。
総合解説：交際費等は相手方と支出目的を基準に、寄附金・広告宣伝費・福利厚生費と区別する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0051

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：標準

得意先との飲食費が合計48,000円で参加者5人、所定の記録要件を満たす。1人当たり金額を基準に交際費等から除外されるかを判断すると、最も適切なものはどれか。

ア：1人当たり48,000円なので除外されない（考え方：参加人数で割って判定する）。

イ：1人当たり12,000円なので除外されない（考え方：計算とする考え方）。

ウ：金額に関係なく得意先との飲食は全て交際費等となる（考え方：一定の少額飲食費は除外される）。

エ：1人当たり9,600円なので、一定の飲食費除外の対象となり得る（考え方： $48,000 \div 5 = 9,600$ 円で、1人当たり10,000円以下の一定の飲食費は交際費等から除外される）。

答え・解説

正答：エ

ア：参加人数で割って判定する。

イ：計算誤りである。

ウ：一定の少額飲食費は除外される。

エ： $48,000 \div 5 = 9,600$ 円で、1人当たり10,000円以下の一定の飲食費は交際費等から除外される。

総合解説：飲食費除外は1人当たり10,000円以下かを計算し、社内飲食費でないことや記録保存等の要件を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0052

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：応用

専ら従業員の慰安のため、全従業員を対象に社会通念上通常の費用で社内旅行を実施した。法人税上の基本的な区分として最も適切なものはどれか。

ア：得意先接待と同じく必ず交際費等となる。

イ：旅行費用は法人税上必ず寄附金となる。

ウ：一定の要件を満たせば福利厚生費となり、交際費等から除外される。

エ：会社が負担する旅行費用は必ず資産計上する。

答え・解説

正答：ウ

ア：従業員慰安の通常費用は区分が異なる。

イ：従業員福利厚生支出である。

ウ：専ら従業員の慰安のため通常要する費用は交際費等ではなく福利厚生費とされる。

エ：通常の福利厚生費なら費用となる。

総合解説：交際費等の判定では、支出対象が社外の事業関係者か、従業員福利厚生かを確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0053

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：基礎

新商品の宣伝目的で、不特定多数の一般消費者に少額の試供品を配布した費用の基本的な税務区分として最も適切なものはどれか。

- ア：広告宣伝費として扱われ、通常は交際費等に含まれない。
- イ：一般消費者への配布でも必ず交際費等となる。
- ウ：試供品費は必ず寄附金となる。
- エ：広告宣伝費は法人税上全て損金不算入である。

答え・解説

正答：ア

- ア：不特定多数への宣伝的效果を意図した費用は、特定の事業関係者への接待等とは性質が異なる。
 - イ：不特定多数への宣伝費は広告宣伝費となる。
 - ウ：広告宣伝目的なら寄附金と区別される。
 - エ：通常の事業費用として損金となる。
- 総合解説：名目よりも支出目的・相手方の範囲で区分する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0054

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：応用

法人が納付する税金のうち、原則として損金不算入となるものとして最も適切なものはどれか。

- ア：固定資産税。
- イ：法人税の本税。
- ウ：事業用自動車に係る自動車税種別割。
- エ：事業所の不動産に係る通常の固定資産税。

答え・解説

正答：イ

- ア：事業に係る固定資産税は原則として損金算入される。
 - イ：法人税、地方法人税、法人住民税の本税等は原則として損金不算入となる。
 - ウ：通常は事業費として損金算入される。
 - エ：原則として損金算入される租税公課である。
- 総合解説：税金なら全て損金になるわけではなく、所得課税の本税や加算税・罰金等には損金不算入規定がある。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0055

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：標準

法人が税法違反により支払った加算税や罰金の法人税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：全額損金算入される。

イ：資本金から直接控除するため所得計算と無関係である。

ウ：原則として損金不算入となる。

エ：益金算入する。

答え・解説

正答：ウ

ア：制裁的租税公課等は損金不算入である。

イ：税務上損金不算入として所得調整が必要となる。

ウ：制裁的支出を税負担軽減に利用させないため、加算税・延滞税・罰金等には損金不算入規定がある。

エ：支出であり益金ではない。

総合解説：租税公課の損金算入可否は、税の種類や制裁性で区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0056

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：標準

法人が役員に支給する給与について、法人税法上損金算入が認められ得る代表的な種類の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：随時自由給与、無届賞与、利益操作給与。

イ：役員への全ての給与が無条件で損金算入される。

ウ：役員給与は全て損金不算入である。

エ：定期同額給与、事前確定届出給与、一定の業績連動給与。

答え・解説

正答：エ

ア：法人税法上の損金算入類型ではない。

イ：一定類型に該当しない役員給与は損金不算入となる。

ウ：要件を満たす役員給与は損金算入される。

エ：役員給与は利益調整に利用されやすいため、損金算入できる類型が限定されている。

総合解説：役員給与は『類型該当性』と『不相当に高額な部分』を分けて検討する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0057

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：応用

毎月同額で支給している役員給与であっても、その金額の一部が職務内容等に照らして不相当に高額と認められる場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：不相当に高額な部分は損金不算入となる。

イ：定期同額給与なら金額に関係なく全額損金算入される。

ウ：高額部分は益金不算入となる。

エ：高額部分は必ず寄附金として全額損金算入される。

答え・解説

正答：ア

ア：形式的に定期同額給与であっても、過大部分まで損金算入を認めるものではない。

イ：不相当に高額な部分は除外される。

ウ：支出側の損金算入制限である。

エ：役員給与規制が適用される。

総合解説：役員給与は支給形態だけでなく金額の相当性も確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0058

法人税・損金・個別論点 > 寄附金・交際費・租税公課・給与 | 難易度：基礎

法人が事実を隠蔽・仮装して役員に経済的利益を供与した場合の法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：定期同額であれば隠蔽・仮装していても全額損金になる。

イ：隠蔽・仮装した給与は法人税と無関係である。

ウ：役員個人が返済しなければ必ず寄附金になるだけで、役員給与規制は適用されない。

エ：そのような役員給与は原則として全額損金不算入となる。

答え・解説

正答：エ

ア：隠蔽・仮装による支給は特別に損金不算入となる。

イ：所得計算上重大な損金不算入項目である。

ウ：経済的利益を含む役員給与として規制される。

エ：隠蔽・仮装による役員給与は利益調整・不正を防ぐ観点から厳しく扱われる。

総合解説：役員への金銭以外の経済的利益も給与に含まれ得る点に注意する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0059

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

税制適格要件を満たす合併における移転資産・負債の基本的な税務処理として最も適切なものはどれか。

ア：必ず全資産を時価譲渡したものとして即時課税する。

イ：移転資産の簿価を0円にする。

ウ：合併法人の所得計算と一切関係しない。

エ：原則として帳簿価額による引継ぎを行い、移転資産の含み損益の課税を繰り延べる。

答え・解説

正答：エ

ア：それは非適格再編の基本処理に近い。

イ：帳簿価額引継ぎが基本である。

ウ：組織再編税制により課税関係が規律される。

エ：適格組織再編では事業投資の継続性等を前提に、移転時点での譲渡損益課税を繰り延べる。

総合解説：適格＝簿価引継ぎ・課税繰延べ、非適格＝時価譲渡課税という基本対比を押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0060

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：基礎

税制適格要件を満たさない合併における被合併法人の移転資産の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：原則として時価による譲渡があったものとして譲渡損益を認識する。

イ：適格合併と同様に必ず全て簿価で引き継ぐ。

ウ：含み益があっても永久に課税されない。

エ：資産を移転しても税務上取引がなかったものとする。

答え・解説

正答：ア

ア：非適格再編では投資継続性を前提とした課税繰延べを行わず、時価課税が基本となる。

イ：非適格では時価譲渡課税が基本である。

ウ：再編時に譲渡損益が認識され得る。

エ：非適格組織再編には課税関係が生じる。

総合解説：適格判定が税負担のタイミングに大きく影響する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0061

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

税制適格要件を満たす会社分割による資産・負債移転の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：分割では適格・非適格の区別が存在しない。

イ：適格分割でも全資産の時価評価益を必ず益金算入する。

ウ：会社分割は法人税の出題範囲外である。

エ：原則として帳簿価額による移転とし、含み損益の課税を繰り延べる。

答え・解説

正答：エ

ア：法人税法上区別がある。

イ：課税繰延べが基本である。

ウ：法人税の組織再編論点に含まれる。

エ：適格分割も適格合併と同様、一定の事業継続性等を前提に課税繰延べを認める。

総合解説：組織再編では取引類型が異なっても、適格性と課税繰延べの関係が共通する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0062

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

法人が資産を他法人へ現物出資し、税制適格要件を満たす場合の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：一定の要件の下で簿価移転とし、資産の含み損益の課税を繰り延べる。

イ：現物出資はどのような場合も必ず時価課税される。

ウ：現物出資では資産の取得価額は常に0円になる。

エ：現物出資は法人税法と無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：適格現物出資は組織再編税制の一類型として投資継続性を考慮する。

イ：適格要件を満たす場合には繰延べがある。

ウ：簿価引継ぎ等の税務処理が行われる。

エ：組織再編税制の対象となる。

総合解説：合併・分割・現物出資などは、適格要件を満たすかが最初の判断ポイントとなる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0063

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：基礎

組織再編税制で適格要件を設ける主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：全ての組織再編を無条件で非課税にするため。

イ：実質的に投資が継続している再編について、単なる組織形態変更の段階で含み損益へ直ちに課税しないようにするため。

ウ：組織再編を税務上禁止するため。

エ：株主総会決議を不要にするため。

答え・解説

正答：イ

ア：適格要件を満たす再編に限定される。

イ：適格再編は経済的実態として投資継続性が認められる場合に課税を繰り延べる制度である。

ウ：課税の中立性を確保する制度である。

エ：会社法手続とは別の税務上の制度である。

総合解説：適格要件は課税逃れ防止と事業再編の中立性のバランスを取る。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0064

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

法人による完全支配関係にある内国法人Aから内国法人Bへ100万円を無償供与し、その供与が法人税法上の寄附金・受贈益の特則の対象となる。基本的な組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：Aで全額損金算入、Bで全額益金算入（考え方：完全支配関係法人間の特則と逆とする考え方）。

イ：Aでは寄附金100万円を損金不算入、Bでは対応する受贈益100万円を益金不算入とする（考え方：100%国内法人間の一定の無償取引では、グループ内での所得移転による課税操作を防ぐため支出側・受領側を対応調整する）。

ウ：A・Bともに全額損金算入（考え方：受領側に損金は生じない）。

エ：A・Bともに全額益金算入（考え方：支出側に益金は生じない）。

答え・解説

正答：イ

ア：完全支配関係法人間の特則と逆である。

イ：100%国内法人間の一定の無償取引では、グループ内での所得移転による課税操作を防ぐため支出側・受領側を対応調整する。

ウ：受領側に損金は生じない。

エ：支出側に益金は生じない。

総合解説：この特則はグループ通算制度そのものではなく、完全支配関係法人間取引の個別規定である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0065

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

法人Aが時価1,000万円の資産を特別な理由なく関係法人Bへ600万円で譲渡した。法人税上の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア：実際の受取額600万円だけ見ればよく、時価との差額は税務上無関係である。
- イ：差額400万円はAの受取配当になる。
- ウ：時価と譲渡価額との差額400万円について、Bへの経済的利益供与として寄附金等の問題を検討する。
- エ：差額400万円は必ずAの資本金となる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：無償・低額部分にも税務上の調整が生じ得る。
 - イ：配当ではなく経済的利益供与の問題である。
 - ウ：法人間の著しい低額譲渡では、時価ベースの所得認識と利益供与部分の寄附金課税が問題となる。
 - エ：資本取引ではない。
- 総合解説：特殊関係者間取引では、形式的な取引価格だけでなく時価との差額の性質を検討する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0066

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金について、一定の要件の下で現在適用される一般的な繰越期間として最も適切なものはどれか。

- ア：1年（考え方：通常の繰越期間として短すぎる）。
- イ：3年（考え方：現行の一般的繰越期間として扱う場合）。
- ウ：10年（考え方：平成30年4月1日以後開始事業年度に生じた一定の青色欠損金は原則10年間繰り越すことができる）。
- エ：永久（考え方：繰越期間には法定の期限がある）。

答え・解説

正答：ウ

- ア：通常の繰越期間として短すぎる。
 - イ：現行の一般的繰越期間ではない。
 - ウ：平成30年4月1日以後開始事業年度に生じた一定の青色欠損金は原則10年間繰り越すことができる。
 - エ：繰越期間には法定の期限がある。
- 総合解説：欠損金繰越は期間要件だけでなく、青色申告・継続申告・控除限度等を確認する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0067

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

青色欠損金の繰越控除を受けるための基本的な要件として最も適切なものはどれか。

ア：欠損年度は申告書を提出しなくても、10年後に自由に控除できる。

イ：欠損金が生じた事業年度に青色申告書を提出し、その後の各事業年度について連続して確定申告書を提出する。

ウ：欠損年度が白色申告でも必ず青色欠損金として繰り越せる。

エ：一度でも黒字年度があると繰越欠損金は全額消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：欠損年度の青色申告等の要件がある。

イ：欠損金制度は帳簿の信頼性と継続的な申告を前提としている。

ウ：青色申告書提出事業年度の欠損金が基本対象である。

エ：未控除残額は要件の範囲で引き続き繰越し得る。

総合解説：繰越欠損金は『欠損がある』だけでは足りず、申告手続要件を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0068

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

中小法人等に該当しない通常の大法人で、繰越欠損金控除前の所得が2,000万円、十分な繰越欠損金がある。一般的な50%控除制限が適用される場合、当期に損金算入できる繰越欠損金の上限はいくらか。

ア：500万円（考え方：25%として計算している）。

イ：2,000万円（考え方：中小法人等以外には原則50%限度がある）。

ウ：4,000万円（考え方：所得金額を超える控除計算とする考え方）。

エ：1,000万円（考え方：2,000万円×50%=1,000万円）。

答え・解説

正答：エ

ア：25%として計算している。

イ：中小法人等以外には原則50%限度がある。

ウ：所得金額を超える控除計算である。

エ：2,000万円×50%＝1,000万円。

総合解説：大法人等の欠損金控除は、例外を除き所得の50%が一般的な限度となる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0069

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：応用

欠損金繰越控除について、中小法人等に該当し特別な制限事由もない法人の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一般の50％控除限度の適用を受けず、所得金額を限度に欠損金を控除できる。

イ：中小法人等は欠損金繰越制度を利用できない。

ウ：中小法人等も必ず所得の10％しか控除できない。

エ：中小法人等は欠損金を永久に繰り越せる。

答え・解説

正答：ア

ア：中小法人等には繰越欠損金控除限度の特例があり、通常は所得全額まで控除できる。

イ：むしろ控除限度の面で特例がある。

ウ：そのような一般制限ではない。

エ：繰越期間は原則10年である。

総合解説：中小法人判定には資本金だけでなく大法人との完全支配関係等の除外要件がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0070

法人税・損金・個別論点 > 組織再編・特殊取引・欠損金 | 難易度：標準

青色申告法人に当期欠損金が生じ、法令上の適用要件を満たす場合の欠損金繰戻し還付制度について最も適切な説明はどれか。

ア：欠損金を将来年度へ繰り越す制度だけを繰戻し還付という。

イ：過去10年全ての法人税を無条件に還付する制度である。

ウ：原則として当期欠損金を前1年以内に開始した一定の所得事業年度へ繰り戻し、過去に納付した法人税の還付を請求する制度である。

エ：黒字法人しか利用できず、欠損金は不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：それは繰越控除である。

イ：原則前1年以内などの要件がある。

ウ：欠損金の繰戻し還付は、前期等の所得と当期欠損を期間をまたいで調整する制度である。

エ：欠損事業年度が前提となる。

総合解説：繰越控除と繰戻し還付は、欠損金を将来へ使うか過去へ戻すかの違いで整理する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0071

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：基礎

資本金1億円超の通常の普通法人に適用される法人税の基本税率として最も適切なものはどれか。

ア：10％（普通法人について特に低い仮定税率を置く場合）。

イ：23.2％（通常の普通法人に適用する基本税率を用いる場合）。

ウ：15％（一定の中小法人等に対する軽減税率を当てはめる場合）。

エ：30％（現行基本税率より高い旧来型の税率を想定する場合）。

答え・解説

正答：イ

ア：普通法人の基本税率ではない。

イ：普通法人の法人税率は原則23.2％である。

ウ：一定の中小法人等の年800万円以下部分に係る特例税率と混同している。

エ：現行の普通法人基本税率ではない。

総合解説：税率問題では、普通法人の基本税率と一定の中小法人等に対する軽減税率を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0072

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：応用

課税所得が5,000万円で、その全額に23.2％の法人税率が適用され、税額控除等がない場合の法人税額はいくらか。

ア：1,160万円（提示された23.2％の税率を課税所得全額へ適用する場合）。

イ：1,000万円（税率を20％へ丸めて計算する場合）。

ウ：1,500万円（税率を30％へ置き換えて計算する場合）。

エ：232万円（課税所得を1,000万円と読み替えて計算する場合）。

答え・解説

正答：ア

ア：5,000万円 × 23.2％ = 1,160万円。

イ：20％で計算している。

ウ：30％で計算している。

エ：課税所得1,000万円として計算した金額に近い。

総合解説：税額計算は課税所得に適用税率を乗じ、そこから各種税額控除等を適用する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0073

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：標準

所得控除と税額控除の違いとして最も適切なものはどれか。

ア：どちらも必ず課税所得から控除する。

イ：税額控除は損金算入と完全に同じである。

ウ：所得控除は課税標準となる所得を減額し、税額控除は計算された法人税額から直接控除する。

エ：所得控除は税額から直接差し引く。

答え・解説

正答：ウ

ア：税額控除は税額から直接控除する。

イ：税額控除は所得計算後の税額計算段階で適用する。

ウ：両者は減税効果の作用段階が異なる。

エ：それは税額控除の説明である。

総合解説：試験では、損金算入・所得控除・税額控除の計算段階を明確に区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0074

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：基礎

法人が受け取った利子について所得税等が源泉徴収されている場合の法人税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一定の要件の下で、その源泉徴収された所得税等を法人税額から控除できる。

イ：法人が負担した所得税等はどのような場合も法人税と無関係である。

ウ：源泉所得税等は必ず課税所得から二重に損金控除する。

エ：所得税額控除は個人だけの制度で、法人には存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：法人が受ける利子・配当等に係る源泉所得税等には所得税額控除制度がある。

イ：所得税額控除の対象となるものがある。

ウ：税額控除を選択した額は損金不算入となる。

エ：法人税にも制度がある。

総合解説：法人が源泉徴収を受ける税額は、所得税額控除と損金算入の関係を整理する必要がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0075

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：基礎

法人税額が80万円、控除対象となる所得税等の額が100万円で、全額控除要件を満たす場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：法人税額80万円を控除して納付税額を0円とし、控除しきれない20万円は還付対象となる。
- イ：20万円を追加納付する。
- ウ：100万円全額を翌期にだけ繰り越し、当期では控除しない。
- エ：法人税80万円はそのまま納付し、所得税等100万円も損金不算入のまま消滅する。

答え・解説

正答：ア

- ア：所得税額控除額が法人税額を上回る場合、控除不足額は還付される。
 - イ：控除額が税額を上回っているため逆である。
 - ウ：当期法人税額から控除し、超過分は還付される。
 - エ：所得税額控除制度の趣旨に反する。
- 総合解説：所得税額控除は法人段階での二重負担を調整する仕組みである。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0076

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：応用

一定の中小法人等について、年800万円以下の所得部分に適用される法人税率の特例に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア：要件を満たす場合、通常税率より低い特例税率が適用される。
- イ：中小法人等は所得の全額について必ず法人税が0%となる。
- ウ：中小法人軽減税率は資本金1億円超の全ての大法人にも無条件で適用される。
- エ：軽減税率は年800万円を超える部分だけに適用される。

答え・解説

正答：ア

- ア：一定の中小法人等については、年800万円以下部分に軽減税率の特例が設けられている。
 - イ：免税制度ではない。
 - ウ：対象法人には資本金等の要件・除外要件がある。
 - エ：年800万円以下部分が対象となる。
- 総合解説：税率特例では『対象法人』と『所得のどの部分に適用するか』を分けて確認する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0077

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：標準

2026年4月1日以後に開始する事業年度について導入された防衛特別法人税の基本構造として最も適切なものはどれか。

ア：一定の法人税額を基礎とする基準法人税額から年500万円の基礎控除を差し引き、その残額に4%を乗じて税額を計算する。

イ：課税所得そのものに一律50%を乗じる。

ウ：全法人が売上高の4%を納付する。

エ：2026年4月1日以後開始事業年度には法人税が廃止され、防衛特別法人税だけになる。

答え・解説

正答：ア

ア：防衛特別法人税は法人税とは別に申告・納付する附加的な法人課税である。

イ：税額計算の構造が異なる。

ウ：売上高課税ではない。

エ：法人税に加えて導入される。

総合解説：令和9年租税法では2027年1月1日現在施行の法令が原則なので、防衛特別法人税の基本構造も確認対象となり得る。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0078

法人税・税額・申告・国際 > 税額計算・税額控除 | 難易度：標準

防衛特別法人税の課税標準計算上、基準法人税額が700万円で、年500万円の基礎控除を全額使える場合、課税標準法人税額はいくらか。

ア：28万円（考え方：4%を先に乗じた税額と混同している）。

イ：500万円（考え方：基礎控除額そのものを答えている）。

ウ：700万円（考え方：基礎控除を差し引いていない）。

エ：200万円（考え方：700万円-500万円=200万円）。

答え・解説

正答：エ

ア：4%を先に乗じた税額と混同している。

イ：基礎控除額そのものを答えている。

ウ：基礎控除を差し引いていない。

エ：700万円 - 500万円 = 200万円。

総合解説：防衛特別法人税は、まず基準法人税額から基礎控除額を控除し、その後4%を乗じる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0079

法人税・税額・申告・国際 > 申告・納付・還付 | 難易度：基礎

法人税の確定申告書の原則的な提出期限として最も適切なものはどれか。

- ア：事業年度終了日の翌日。
- イ：事業年度終了の日の翌日から2か月以内。
- ウ：事業年度終了日から1年以内。
- エ：法人設立から10年以内。

答え・解説

正答：イ

- ア：通常2か月の期間がある。
 - イ：法人税の確定申告・納付期限は原則として事業年度終了日の翌日から2か月以内である。
 - ウ：原則期限より長すぎる。
 - エ：各事業年度ごとの申告制度である。
- 総合解説：申告期限の延長特例がある場合は別だが、原則2か月を基礎として覚える。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0080

法人税・税額・申告・国際 > 申告・納付・還付 | 難易度：基礎

法人税の確定申告に係る税額の原則的な納付期限として最も適切なものはどれか。

- ア：確定申告提出後さらに6か月以内ならよい。
- イ：申告書だけ期限内に出せば、納付は無期限でよい。
- ウ：納付期限は必ず株主総会開催日の翌日である。
- エ：確定申告書の原則提出期限と同じく、事業年度終了の日の翌日から2か月以内。

答え・解説

正答：エ

- ア：原則納付期限も2か月以内である。
 - イ：納付にも法定期限がある。
 - ウ：原則は事業年度終了日の翌日から2か月以内である。
 - エ：法人税は申告と納付を同期限で行うのが原則である。
- 総合解説：申告期限延長の承認がある場合でも、利子税等を含め納付との関係を別途確認する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0081

法人税・税額・申告・国際 > 申告・納付・還付 | 難易度：標準

通常の1年事業年度を有する法人で中間申告義務がある場合の一般的な中間申告時期として最も適切なものはどれか。

ア：事業年度開始後1か月以内。

イ：事業年度終了後10年以内。

ウ：事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内。

エ：毎月必ず12回提出する。

答え・解説

正答：ウ

ア：一般的な中間申告時期ではない。

イ：中間申告ではない。

ウ：法人税の中間申告は原則として事業年度の前半6か月を対象に行う。

エ：法人税の通常の中間申告はそのような制度ではない。

総合解説：中間申告には前年度実績に基づく予定申告と仮決算に基づく申告がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0082

法人税・税額・申告・国際 > 申告・納付・還付 | 難易度：応用

法人税の中間申告の方法に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：中間申告は予定申告しか認められず、仮決算方式は存在しない。

イ：仮決算とは前年の申告書をそのままコピーすることをいう。

ウ：一定の場合、前事業年度の法人税額を基礎とする予定申告に代えて、中間期間について仮決算を行い中間申告することができる。

エ：予定申告では前年度実績を一切用いない。

答え・解説

正答：ウ

ア：仮決算による中間申告が認められる。

イ：中間期間について決算を行い所得・税額を計算する。

ウ：中間申告には予定申告方式と仮決算方式がある。

エ：前年度の税額を基礎に計算する。

総合解説：両方式の違いは、前年度実績ベースか中間期間実績ベースかにある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0083

法人税・税額・申告・国際 > 申告・納付・還付 | 難易度：基礎

法人が中間申告で法人税300万円を納付し、確定法人税額が800万円となった場合、他の控除がないときの確定時追加納付額はいくらか。

ア：300万円（考え方：中間納付額そのものを答えている）。

イ：500万円（考え方：確定税額800万円から中間納付税額300万円を控除し、500万円を追加納付する）。

ウ：800万円（考え方：中間納付分を控除していない）。

エ：1,100万円（考え方：確定税額と中間納付額を加算する計算）。

答え・解説

正答：イ

ア：中間納付額そのものを答えている。

イ：確定税額800万円から中間納付税額300万円を控除し、500万円を追加納付する。

ウ：中間納付分を控除していない。

エ：確定税額と中間納付額を加算している。

総合解説：中間納付税額は年税額の前払いなので、確定申告で精算する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0084

法人税・税額・申告・国際 > 申告・納付・還付 | 難易度：標準

中間納付税額が600万円、確定法人税額が450万円で、他の調整がない場合の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：差額150万円が還付対象となる。

イ：150万円を追加納付する。

ウ：450万円をさらに納付する。

エ：差額は永久に失われ、還付されない。

答え・解説

正答：ア

ア：中間納付額が確定税額を上回るため、 $600 - 450 = 150$ 万円が過納額となる。

イ：中間納付額の方が大きいため逆である。

ウ：中間納付による前払いを無視している。

エ：過納額は還付対象となる。

総合解説：法人税の確定申告では、中間納付や税額控除を反映して最終的な納付・還付額を決定する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0085

法人税・税額・申告・国際 > 外国税額控除・外国法人 | 難易度：応用

内国法人の外国税額控除制度の主な趣旨として最も適切なものはどれか。

ア：外国で税を払えば日本の全所得が無条件に非課税になる。

イ：外国税額控除は外国法人だけが利用でき、内国法人には関係しない。

ウ：国外所得について外国で課された法人税相当税と日本の法人税が重複する国際的二重課税を調整する。

エ：外国税額控除は外国での売上高を日本の損金にする制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：控除対象・控除限度額がある。

イ：内国法人の国外所得に係る二重課税調整が中心である。

ウ：外国税額控除は一定の控除限度額の範囲で外国法人税を日本の法人税額から控除する制度である。

エ：外国法人税を法人税額から控除する制度である。

総合解説：外国税額控除と外国子会社配当益金不算入は異なる二重課税調整制度である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0086

法人税・税額・申告・国際 > 外国税額控除・外国法人 | 難易度：応用

外国税額控除に控除限度額が設けられている主な理由として最も適切なものはどれか。

ア：外国税額控除を実質的に使えなくするため。

イ：国内所得への法人税を全て外国政府へ移転するため。

ウ：外国税率が日本税率より低い場合だけ課税を二重にするため。

エ：外国で課された税額のうち、日本の法人税で国外所得に対応する税負担を超える部分まで無制限に日本税額から控除することを防ぐため。

答え・解説

正答：エ

ア：制度目的は二重課税調整である。

イ：日本の税額計算上の控除制度である。

ウ：二重課税を調整する制度である。

エ：外国税額控除は国際的二重課税の排除を目的とし、日本の課税権に対応する範囲を超えて控除しないよう限度額を設ける。

総合解説：控除限度額は国外所得に対応する日本税額を基礎とする考え方で理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0087

法人税・税額・申告・国際 > 外国税額控除・外国法人 | 難易度：基礎

内国法人が控除対象外国法人税について外国税額控除の適用を受ける場合の法人税所得計算として最も適切なものはどれか。

ア：外国税額控除を受けても同じ外国税額を全額損金算入できる。

イ：控除対象外国法人税額は原則として損金不算入とし、税額控除の段階で調整する。

ウ：外国法人税は必ず益金算入する。

エ：外国税額控除を選択すると国外所得そのものを0円とみなす。

答え・解説

正答：イ

ア：二重の控除となるため認められない。

イ：同じ外国税額について損金算入と税額控除の双方を重複して受けることを防ぐ。

ウ：支払税額であり益金ではない。

エ：所得は計算し、税額段階で控除する。

総合解説：外国税額控除は所得計算段階と税額計算段階をまたぐため、損金不算入との関係が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0088

法人税・税額・申告・国際 > 外国税額控除・外国法人 | 難易度：標準

外国法人に対する日本の法人税課税の基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

ア：外国法人は日本で所得を得ても法人税の課税対象にならない。

イ：外国法人は、原則として日本の国内源泉所得について課税対象となる。

ウ：外国法人は世界中の全所得について常に日本で課税される。

エ：外国法人の課税範囲は株主の国籍だけで決まる。

答え・解説

正答：イ

ア：国内源泉所得には日本の課税が及ぶ。

イ：内国法人が原則全世界所得を対象とするのに対し、外国法人は国内源泉所得を中心に日本の課税を受ける。

ウ：日本の課税範囲は国内源泉所得が中心である。

エ：法人の区分と所得源泉・PE等により決まる。

総合解説：令和9年租税法では外国法人の法人税が国際課税の出題範囲に含まれる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0089

法人税・税額・申告・国際 > 外国税額控除・外国法人 | 難易度：標準

日本国内に恒久的施設（PE）を有する外国法人の課税に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：PEを有していても、そのPEに帰属する所得は日本で一切課税されない。

イ：その恒久的施設に帰せられる国内源泉所得について、PEの機能・資産・リスク等を踏まえて所得を計算する。

ウ：PEがある外国法人は国外所得を含む全世界所得が無条件に日本課税される。

エ：PEとは外国法人の株主をいう。

答え・解説

正答：イ

ア：PE帰属所得は日本の法人税課税対象となる。

イ：外国法人課税ではPEの有無と所得がPEに帰属するかが重要な分岐となる。

ウ：日本課税は国内源泉所得・PE帰属所得等の法定範囲である。

エ：事業を行う一定の場所や一定の代理人等に関する概念である。

総合解説：PE課税ではAOA的な帰属所得計算の基礎として、PEが果たす機能・使用資産・負担リスク等を見る。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0090

法人税・税額・申告・国際 > 外国税額控除・外国法人 | 難易度：標準

令和9年公認会計士試験の租税法について、当分の間出題範囲から除外されるものとして最も適切なものはどれか。

ア：外国子会社合算税制、移転価格税制、過少資本税制、国際最低課税額に対する法人税など。

イ：外国法人の国内源泉所得。

ウ：外国税額控除。

エ：非居住者及び法人の納税義務。

答え・解説

正答：ア

ア：公式出題範囲は国際課税を限定しており、外国法人課税・非居住者等・外国税額控除を中心とする。

イ：公式に出題範囲へ含まれる。

ウ：公式に出題範囲へ含まれる。

エ：所得税法の一定範囲として出題対象である。

総合解説：学習範囲を広げすぎないことも試験対策上重要である。グループ通算制度も当分の間出題範囲外とされる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0091

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：基礎

所得税法上、所得の種類は原則として何種類に区分されるか。

ア：5種類（考え方：所得税法上の基本区分は10種類とする考え方）。

イ：8種類（考え方：所得税法上は10種類に区分される）。

ウ：10種類（考え方：所得税法では、利子・配当・不動産・事業・給与・退職・山林・譲渡・一時・雑の10種類に区分する）。

エ：12種類（考え方：基本区分は10種類とする考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：所得税法上の基本区分は10種類である。

イ：所得税法上は10種類に区分される。

ウ：所得税法では、利子・配当・不動産・事業・給与・退職・山林・譲渡・一時・雑の10種類に区分する。

エ：基本区分は10種類である。

総合解説：所得区分ごとに所得金額の計算方法や課税方法が異なるため、10種類の名称と典型例を押さえる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0092

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：応用

個人が所有する賃貸マンションから得る家賃収入について、原則的な所得区分として最も適切なものはどれか。

ア：給与所得。

イ：退職所得。

ウ：一時所得。

エ：不動産所得。

答え・解説

正答：エ

ア：雇用契約に基づく給与ではない。

イ：退職に基因する所得ではない。

ウ：継続的な不動産貸付けから生ずる所得であり一時所得ではない。

エ：土地や建物などの不動産の貸付けによる所得は、原則として不動産所得に区分される。

総合解説：不動産の貸付けは事業的規模であっても原則として不動産所得に区分される点が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0093

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：基礎

社員が勤務先から受け取る月給と賞与の所得区分として最も適切なものはどれか。

- ア：事業所得。
- イ：雑所得。
- ウ：譲渡所得。
- エ：給与所得。

答え・解説

正答：エ

ア：独立した事業活動による所得ではない。

イ：給与としての性質が明確なため雑所得ではない。

ウ：資産譲渡による所得ではない。

エ：俸給、給料、賃金、賞与など、雇用関係等に基づいて受ける給与は給与所得となる。

総合解説：給与所得は収入金額から給与所得控除額を差し引いて所得金額を計算するのが基本である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0094

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：標準

営利を目的とする継続的行為から生じたものではなく、労務の対価でも資産譲渡の対価でもない懸賞の賞金について、原則的な所得区分として最も適切なものはどれか。

- ア：一時所得。
- イ：給与所得。
- ウ：事業所得。
- エ：不動産所得。

答え・解説

正答：ア

ア：懸賞や福引の賞金品など、一定の一次的所得は一時所得に区分される。

イ：勤務の対価ではない。

ウ：継続的事业から生じた所得ではない。

エ：不動産貸付けから生じた所得ではない。

総合解説：一時所得は『継続的営利行為ではない』『労務・役務の対価でない』『資産譲渡の対価でない』という性質を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0095

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：応用

公的年金等から生じる所得の区分として最も適切なものはどれか。

- ア：雑所得。
- イ：退職所得。
- ウ：給与所得。
- エ：利子所得。

答え・解説

正答：ア

- ア：公的年金等は所得税法上、雑所得に区分される。
- イ：一時金としての退職手当等とは区別される。
- ウ：現役時の給与ではなく公的年金等である。
- エ：預貯金等の利子ではない。

総合解説：雑所得は他の9種類の所得に該当しない所得を含み、公的年金等・業務・その他に整理される。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0096

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：応用

個人事業者の年間総収入金額が1,200万円、必要経費が750万円で、青色申告特別控除等を考慮しない場合の事業所得金額はいくらか。

- ア：750万円（考え方：必要経費額そのものを答えている）。
- イ：1,200万円（考え方：必要経費を控除していない）。
- ウ：450万円（考え方：事業所得は原則として総収入金額-必要経費で計算するため、 $1,200-750=450$ 万円）。
- エ：1,950万円（考え方：収入と必要経費を加算する計算）。

答え・解説

正答：ウ

- ア：必要経費額そのものを答えている。
- イ：必要経費を控除していない。
- ウ：事業所得は原則として総収入金額 - 必要経費で計算するため、 $1,200 - 750 = 450$ 万円。
- エ：収入と必要経費を加算している。

総合解説：事業所得の基本は総収入金額から必要経費を控除する計算である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0097

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：基礎

事業所得の必要経費に算入できる支出として最も適切なものはどれか。

ア：事業主本人の家族旅行費用。

イ：事業に使用する店舗の賃借料。

ウ：事業と無関係な私的な住宅ローン元本返済額。

エ：本人の所得税の納付額。

答え・解説

正答：イ

ア：家事上の支出であり事業必要経費ではない。

イ：事業所得の必要経費には、総収入金額を得るため直接要した費用や販売費・一般管理費など事業に必要な費用が含まれる。

ウ：私的支出であり必要経費ではない。

エ：所得税自体は必要経費に算入しない。

総合解説：必要経費の判定では、支出と事業収入との関連性や家事費との区分が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0098

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：基礎

自宅兼事務所の家賃月20万円のうち、床面積等から事業使用割合を30%と合理的に区分できる。年間の家賃について必要経費算入額として最も適切なものはどれか。

ア：240万円（考え方：私的使用部分まで全額必要経費とすることはできない）。

イ：72万円（考え方：年間家賃240万円×事業使用割合30%=72万円が必要経費となる計算）。

ウ：168万円（考え方：私的使用割合70%を必要経費としている）。

エ：20万円（考え方：月額をそのまま年間必要経費としている）。

答え・解説

正答：イ

ア：私的使用部分まで全額必要経費とすることはできない。

イ：年間家賃240万円×事業使用割合30% = 72万円が必要経費となる。

ウ：私的使用割合70%を必要経費としている。

エ：月額をそのまま年間必要経費としている。

総合解説：家事関連費は事業部分を明確かつ合理的に区分できる範囲で必要経費に算入する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0099

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：標準

懸賞金による総収入金額120万円、その収入を得るため直接支出した金額20万円で、他に一時所得はない。特別控除額50万円を適用した場合、一時所得の金額はいくらか。

ア：100万円（考え方：特別控除50万円を差し引いていない）。

イ：25万円（考え方：総所得金額へ算入する際の2分の1処理と、一時所得金額そのものを混同している）。

ウ：50万円（考え方：120-20-50=50万円が一時所得の金額となる計算）。

エ：70万円（考え方：必要経費20万円だけを控除し、特別控除を一部しか反映しない計算を採る）。

答え・解説

正答：ウ

ア：特別控除50万円を差し引いていない。

イ：総所得金額へ算入する際の2分の1処理と、一時所得金額そのものを混同している。

ウ：120 - 20 - 50 = 50万円が一時所得の金額となる。

エ：必要経費20万円だけを控除し、特別控除を一部しか反映していない。

総合解説：一時所得は収入 - 収入を得るために支出した金額 - 特別控除で計算し、総所得金額への算入は原則その2分の1である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0100

所得税 > 所得区分・収入金額・必要経費 | 難易度：基礎

一般的な退職手当について、退職所得の基本的な計算構造として最も適切なものはどれか。

ア：退職金の全額を給与所得に加算する。

イ：収入金額から必要経費を引くだけで、退職所得控除はない。

ウ：退職金は原則として所得税の対象外である。

エ：原則として、収入金額から退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1を退職所得金額とする。

答え・解説

正答：エ

ア：退職所得として分離して計算する。

イ：退職所得控除がある。

ウ：退職所得として課税対象となる。

エ：退職所得は長年の勤務に対する一時的所得であるため、退職所得控除と2分の1課税を基本とする。

総合解説：一定の短期退職手当等には2分の1課税の特例が適用されない場合があるため、基本原則と例外を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0101

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：標準

所得税法上、損益通算の対象となる損失が生じ得る所得の基本的な組合せとして最も適切なものはどれか。

ア：給与所得、利子所得、配当所得、雑所得。

イ：不動産所得、事業所得、譲渡所得、山林所得。

ウ：退職所得、給与所得、一時所得、雑所得。

エ：利子所得、配当所得、給与所得、退職所得。

答え・解説

正答：イ

ア：これらの損失は一般の損益通算の対象とはならない。

イ：損益通算は、これら4種類の所得の損失のうち法令上認められるものを他の所得と通算する制度である。

ウ：損益通算対象の基本4所得ではない。

エ：一般の損益通算対象ではない。

総合解説：損益通算は4所得が基本だが、土地建物等の譲渡損失や生活に通常必要でない資産などには除外がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0102

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：標準

副業に係る雑所得で50万円の損失が生じた場合、その損失を給与所得から控除する一般的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：原則として給与所得との損益通算はできない。

イ：給与所得から必ず全額控除できる。

ウ：給与所得だけでなく全所得から自由に控除できる。

エ：雑所得の損失は必ず退職所得へ振り替える。

答え・解説

正答：ア

ア：雑所得の損失は、一般の損益通算対象となる4所得に含まれない。

イ：雑所得の損失は一般の損益通算対象ではない。

ウ：そのような一般制度はない。

エ：所得区分を任意に変更できない。

総合解説：副業赤字について『赤字なら何でも給与と通算できる』わけではない点が重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0103

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：基礎

不動産所得が赤字となったが、その赤字の一部が土地取得のための借入金利子に相当する。損益通算の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：その土地取得借入金利子に相当する一定部分は、他の所得との損益通算から除外される。

イ：不動産所得の赤字なら理由を問わず全額損益通算できる。

ウ：土地取得借入利子は必ず給与所得になる。

エ：不動産所得の損失はどの部分も一切損益通算できない。

答え・解説

正答：ア

ア：不動産所得の損失でも、土地取得のための負債利子相当部分などは損益通算できない。

イ：法令上の除外項目がある。

ウ：所得区分が変わるわけではない。

エ：原則対象だが一部除外がある。

総合解説：不動産所得の赤字は対象所得というだけで即全額通算できるわけではなく、赤字の内容を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0104

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：基礎

申告分離課税の上場株式等に係る譲渡損失について、給与所得との関係として最も適切なものはどれか。

ア：原則として給与所得との損益通算はできない。

イ：給与所得から無条件に全額控除できる。

ウ：給与所得だけでなく退職所得からも必ず全額控除できる。

エ：譲渡損失があると給与所得自体が雑所得へ変わる。

答え・解説

正答：ア

ア：株式等の譲渡損失は一般所得との損益通算が制限される。一定の場合には申告分離課税を選択した上場株式等の配当等との通算等が可能である。

イ：株式等譲渡損失は一般所得との通算ができない。

ウ：そのような一般通算は認められない。

エ：所得区分は変わらない。

総合解説：『譲渡所得の損失は損益通算対象』という一般原則には、土地建物・株式等重要な例外がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0105

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：標準

所得控除の役割として最も適切なものはどれか。

ア：所得控除は必ず各収入金額から直接差し引く必要経費である。

イ：所得控除は算出所得税額から直接差し引く税額控除である。

ウ：所得控除は所得税額を増加させるための制度である。

エ：各種所得の金額を一定の方法で合計した後、納税者の個人的事情等を考慮して課税所得を減額する。

答え・解説

正答：エ

ア：必要経費とは別の計算段階で適用する。

イ：税額控除とは異なる。

ウ：課税所得を減額する制度である。

エ：所得控除は所得金額そのものの必要経費ではなく、所得集計後に人的・社会政策的事情を反映する調整である。

総合解説：必要経費・所得控除・税額控除の順序を区別することが税額計算の基礎である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0106

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：応用

納税者が自己又は生計を一にする親族の負担すべき一定の社会保険料を支払った場合の所得税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：全額を税額から直接控除する税額控除となる。

イ：要件を満たす支払額を社会保険料控除として所得から控除する。

ウ：社会保険料は所得税計算上まったく考慮されない。

エ：社会保険料は必ず事業所得の必要経費となる。

答え・解説

正答：イ

ア：社会保険料控除は所得控除である。

イ：健康保険料、国民年金保険料等の一定の社会保険料は所得控除の対象となる。

ウ：所得控除制度がある。

エ：家族分等も含め所得控除として扱う制度であり、必ず事業必要経費になるわけではない。

総合解説：社会保険料控除は所得控除の代表例で、支払額等を基礎に控除する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0107

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：応用

医療費控除に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：支払った医療費は金額や補てんの有無を問わず全額が税額控除になる。

イ：家族の医療費はどのような場合も対象外である。

ウ：医療費控除は事業所得者だけが利用できる。

エ：自己又は生計を一にする親族のために支払った一定の医療費について、保険金等で補てんされる額や法定の足切額等を調整して所得控除を計算する。

答え・解説

正答：エ

ア：所得控除であり、計算上の調整がある。

イ：生計を一にする親族の一定の医療費も対象となる。

ウ：要件を満たす納税者一般が利用できる。

エ：医療費控除は単なる医療費総額ではなく、補てん額等を差し引いて法令上の計算を行う。

総合解説：医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用となる場合があるため、制度を混同しない。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0108

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：基礎

個人が国や地方公共団体などへ一定の寄附を行った場合の所得税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：個人の寄附は所得税計算上どのような場合も考慮されない。

イ：全ての寄附金が無条件で全額税額控除になる。

ウ：一定の要件・限度の下で寄附金控除などの適用を受けられる。

エ：寄附金控除は法人税だけの制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：寄附金控除制度がある。

イ：対象寄附・限度額・控除方式に要件がある。

ウ：個人の一定の寄附金は所得控除の対象となる。寄附先等によって税額控除を選択できる場合もある。

エ：所得税にも寄附金控除がある。

総合解説：法人の寄附金損金算入制度と、個人の寄附金控除は計算構造が異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0109

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：標準

所得税の基礎控除に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：基礎控除は勤務先が負担する必要経費である。

イ：一定の所得要件等に応じて、納税者本人の所得から控除する所得控除である。

ウ：基礎控除は法人税だけに存在する。

エ：基礎控除は税額から直接100%差し引く税額控除である。

答え・解説

正答：イ

ア：納税者本人の所得控除である。

イ：基礎控除は納税者本人に関する所得控除であり、税制改正により控除額等が変更されることがある。

ウ：個人所得税の所得控除である。

エ：課税所得計算段階の所得控除である。

総合解説：令和9年分は税制改正の影響があるため、具体額は適用年分の法令・国税庁資料で確認することが重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0110

所得税 > 損益通算・所得控除 | 難易度：応用

事業所得600万円、不動産所得の損失100万円（全額損益通算可能）、所得控除合計150万円で、他の所得等はない。課税所得計算の基礎となる金額はいくらか。

ア：350万円（考え方：まず600-100=500万円と損益通算し、その後所得控除150万円を差し引いて350万円となる計算）。

イ：450万円（考え方：事業所得から所得控除だけを差し引き、不動産損失を反映しない計算を採る）。

ウ：550万円（考え方：損失と所得控除の一部しか反映しない計算を採る）。

エ：850万円（考え方：損失と所得控除を加算する計算）。

答え・解説

正答：ア

ア：まず600 - 100 = 500万円と損益通算し、その後所得控除150万円を差し引いて350万円となる。

イ：事業所得から所得控除だけを差し引き、不動産損失を反映していない。

ウ：損失と所得控除の一部しか反映していない。

エ：損失と所得控除を加算している。

総合解説：所得税計算では各所得計算、損益通算、所得控除、税率適用、税額控除という順序を意識する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0111

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：標準

総合課税の所得税率に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：課税所得が高くなるにつれて適用される税率が段階的に高くなる超過累進税率で、基本税率は5%から45%までの7段階である。

イ：全納税者に一律23.2%を適用する。

ウ：所得税率は一律10%である。

エ：課税所得が高くなるほど税率が必ず低下する。

答え・解説

正答：ア

ア：所得税は一定の分離課税所得を除き、超過累進税率を採用する。

イ：23.2%は法人税の基本税率であり所得税率ではない。

ウ：所得税は累進税率である。

エ：超過累進税率では高所得部分ほど高い税率が適用される。

総合解説：『超過累進』は所得全額に最高税率を掛けるのではなく、所得階層ごとに税率を適用する考え方である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0112

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：標準

課税される所得金額が700万円で、所得税速算表の該当税率23%、控除額63万6千円を用いる場合、復興特別所得税等を考慮する前の所得税額はいくらか。

ア：161万円（考え方：速算表の控除額を差し引いていない）。

イ：63万6千円（考え方：速算表の控除額そのものを答えている）。

ウ：133万6千円（考え方：計算式が別の前提を置く）。

エ：97万4千円（考え方：700万円×23%-63万6千円=97万4千円）。

答え・解説

正答：エ

ア：速算表の控除額を差し引いていない。

イ：速算表の控除額そのものを答えている。

ウ：計算式が誤っている。

エ：700万円×23% - 63万6千円 = 97万4千円。

総合解説：速算表は課税所得×税率 - 控除額で基本所得税額を求める。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0113

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：基礎

復興特別所得税に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア：課税所得そのものに一律21%を掛ける。

イ：法人税だけに課され、個人所得税には関係しない。

ウ：一定期間、原則として基準所得税額に2.1%を乗じて計算し、所得税と併せて申告・納付する。

エ：令和9年には制度が既に終了している。

答え・解説

正答：ウ

ア：2.1%を基準所得税額に乗じるのが基本である。

イ：個人所得税に付加される税である。

ウ：平成25年から令和19年まで、所得税に復興特別所得税が付加される。

エ：令和19年までの制度である。

総合解説：所得税の問題では、基本所得税額と復興特別所得税を区別して計算する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0114

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：標準

給与に対する所得税の源泉徴収制度の基本的な説明として最も適切なものはどれか。

ア：給与所得者本人が毎月税務署へ直接現金納付しなければ源泉徴収にならない。

イ：源泉徴収された税額は最終税額と絶対に精算されない。

ウ：給与の支払者が支払時に所定の所得税等を徴収し、国へ納付する。

エ：源泉徴収は法人税だけの制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：支払者が徴収・納付する制度である。

イ：年末調整や確定申告で精算される場合がある。

ウ：源泉徴収は所得の支払段階で税を徴収する制度であり、年末調整や確定申告で最終税額との精算が行われる。

エ：給与等の所得税にも広く用いられる。

総合解説：源泉徴収税額は多くの場合、最終的な年税額の前払いという性質を持つ。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0115

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：基礎

給与所得者の年末調整の主な目的として最も適切なものはどれか。

ア：1年間に源泉徴収された所得税等の合計額と、その給与所得について年末時点で計算した年税額との差額を精算する。

イ：給与収入を事業所得へ振り替える。

ウ：法人税の税率を決定する。

エ：源泉徴収税額を必ず追加徴収するだけの制度である。

答え・解説

正答：ア

ア：毎月の源泉徴収は概算的なため、年末に扶養・保険料控除等を反映して精算する。

イ：年末調整の目的ではない。

ウ：個人の給与所得に係る源泉所得税の精算制度である。

エ：還付になる場合も追加徴収になる場合もある。

総合解説：年末調整で完結する給与所得者もいるが、医療費控除や複数所得等により確定申告が必要・有利になる場合がある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0116

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：基礎

所得税の確定申告の役割として最も適切なものはどれか。

ア：所得の種類を一切区分せず、収入総額だけを税務署へ報告する。

イ：源泉徴収された人はどのような場合も確定申告できない。

ウ：確定申告では所得控除や税額控除を適用できない。

エ：1年間の各種所得・所得控除・税額控除等から年税額を確定し、源泉徴収税額や予定納税額等との差額を納付又は還付で精算する。

答え・解説

正答：エ

ア：各所得金額や控除を計算する必要がある。

イ：還付申告や申告義務が生じる場合がある。

ウ：要件を満たす各種控除を反映する。

エ：確定申告は年間の所得税負担を最終確定する手続である。

総合解説：申告義務の有無と、還付を受けるため任意に申告できる場合を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0117

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：応用

1か所から給与を受け、年末調整が適切に行われ、他に申告を要する所得等がない給与所得者について最も適切な説明はどれか。

ア：給与所得者は全員必ず確定申告しなければならない。

イ：給与所得者は確定申告を法律上絶対に行えない。

ウ：一定の要件を満たせば、通常は所得税の確定申告を要しない。

エ：年末調整の有無は確定申告要否と一切関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定の給与所得者には申告不要制度がある。

イ：医療費控除等の還付申告を行うこともある。

ウ：給与所得者は源泉徴収・年末調整により年税額が精算されるため、一定の場合には確定申告不要となる。

エ：年末調整による精算は重要な判断要素である。

総合解説：給与所得者でも複数の給与、多額の副所得、各種控除の適用等により確定申告が必要・有利となることがある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0118

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：標準

年間の確定所得税等が18万円で、既に給与から22万円が源泉徴収されている。他の税額調整がない場合の精算として最も適切なものはどれか。

ア：4万円の追加納付（考え方：源泉徴収額の方が多いため還付とする考え方）。

イ：18万円の還付（考え方：確定税額を反映しない計算を採る）。

ウ：4万円の還付（考え方：源泉徴収22万円-確定税額18万円=4万円の過納となる計算）。

エ：22万円の追加納付（考え方：源泉徴収済み額を反映しない計算を採る）。

答え・解説

正答：ウ

ア：源泉徴収額の方が多いため還付である。

イ：確定税額を無視している。

ウ：源泉徴収22万円 - 確定税額18万円 = 4万円の過納となる。

エ：源泉徴収済み額を考慮していない。

総合解説：源泉徴収は前払いなので、最終税額との差額を精算する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0119

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：標準

所得税の予定納税に関する基本的な説明として最も適切なものはどれか。

ア：予定納税額は最終税額と無関係で、確定申告でも控除されない。

イ：給与所得者だけに必ず毎月課される制度である。

ウ：予定納税は所得税ではなく消費税だけの制度である。

エ：前年の所得税額等を基礎に一定額以上となる場合、当年分所得税の一部をあらかじめ納付し、確定申告で精算する制度である。

答え・解説

正答：エ

ア：確定申告で前払税額として精算する。

イ：一定の予定納税基準額を満たす者が対象となる。

ウ：所得税にも予定納税制度がある。

エ：予定納税は税負担の平準化を図る前払い制度である。

総合解説：予定納税・源泉徴収・中間申告はいずれも税の前払い的機能を持つが、対象と仕組みが異なる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0120

所得税 > 税額計算・源泉徴収・申告 | 難易度：基礎

損益通算後の総所得金額等が800万円、所得控除が200万円で、他の分離課税所得等がない。所得税率を適用する課税所得金額はいくらか。

ア：1,000万円（考え方：所得控除を加算する計算）。

イ：800万円（考え方：所得控除を反映しない計算を採る）。

ウ：600万円（考え方：800万円-所得控除200万円=600万円）。

エ：200万円（考え方：所得控除額そのものを答えている）。

答え・解説

正答：ウ

ア：所得控除を加算している。

イ：所得控除を反映していない。

ウ：800万円 - 所得控除200万円 = 600万円。

エ：所得控除額そのものを答えている。

総合解説：所得税では所得金額を集計し、所得控除を差し引いた課税所得に税率を適用する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0121

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：応用

消費税の国内取引が原則として課税対象となるための基本的な要件の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア：国内において、事業者が事業として、対価を得て行う資産の譲渡・貸付け・役務の提供であること。
- イ：国外で個人が私物を無償譲渡すること。
- ウ：国内で事業者が無償で寄附することだけ。
- エ：国内で従業員が個人的に中古家具を売却することだけ。

答え・解説

正答：ア

ア：消費税は国内における事業者の対価性ある資産の譲渡等を課税対象とする。

イ：国内・事業・対価性等の要件を満たさない。

ウ：対価を得て行う取引ではない。

エ：事業として行う取引ではない。

総合解説：課税対象かどうかは、国内取引・事業者・事業として・対価性・資産の譲渡等という基本要件から判断する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0122

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：基礎

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者について、消費税の納税義務の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：課税事業者を選択している場合やインボイス発行事業者として登録している場合等を除き、原則として納税義務が免除される。
- イ：1,000万円以下でも全事業者が必ず課税事業者となる。
- ウ：課税売上高が1円でもあれば必ず納税義務が生じる。
- エ：基準期間の課税売上高は納税義務判定と無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：消費税には小規模事業者の事務負担等へ配慮した事業者免税点制度がある。

イ：一定の例外を除き免税となる。

ウ：免税点制度がある。

エ：重要な判定基準である。

総合解説：免税点判定では基準期間に加え、特定期間、課税事業者選択、インボイス登録、新設法人等の特例を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0123

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：基礎

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者が、適格請求書発行事業者の登録を受けている。消費税の納税義務として最も適切なものはどれか。

ア：基準期間が1,000万円以下なら、登録していても必ず免税事業者のままである。

イ：登録の効力がある課税期間について、原則として免税点制度による納税義務免除を受けず課税事業者となる。

ウ：登録すると消費税の申告は永久に不要になる。

エ：登録の有無は消費税の納税義務と一切関係しない。

答え・解説

正答：イ

ア：インボイス登録により課税事業者となる。

イ：適格請求書発行事業者として登録を受けるためには課税事業者となる必要がある。

ウ：課税事業者として申告・納付が必要となる。

エ：免税事業者が登録を受けると課税事業者となる。

総合解説：令和9年分にはインボイス登録を契機とする個人事業者向け3割特例もあるため、登録と納税義務の関係を理解する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0124

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：標準

設立第1期で基準期間がない法人について、事業年度開始日における資本金が1,000万円以上である場合の消費税の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：一定の新設法人として、原則としてその課税期間の納税義務は免除されない。

イ：基準期間がない以上、資本金に関係なく必ず免税となる。

ウ：資本金1,000万円以上なら消費税率が0%になる。

エ：新設法人は設立後10年間必ず免税となる。

答え・解説

正答：ア

ア：基準期間がない法人でも、資本金1,000万円以上等の新設法人には免税点制度の特例がある。

イ：新設法人の特例がある。

ウ：納税義務判定の特例であり税率の特例ではない。

エ：そのような制度ではない。

総合解説：新設法人・特定新規設立法人等は、基準期間がないことを利用した免税を制限する制度である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0125

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：応用

事業者が国内の土地を通常の売買により譲渡した場合の消費税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：標準税率10％で必ず課税される。
- イ：軽減税率8％が適用される。
- ウ：原則として非課税取引となる。
- エ：輸出免税取引となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：土地の譲渡は原則非課税である。
イ：軽減税率対象の飲食料品等ではない。
ウ：土地の譲渡・一定の貸付けは、消費税の性格上課税になじまない取引として非課税とされる。
エ：国内土地の譲渡であり輸出ではない。
総合解説：土地と建物を一括譲渡する場合は、土地部分は非課税、建物部分は原則課税と区分する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0126

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：基礎

契約上、人の居住用であることが明らかな住宅を通常の期間で貸し付ける場合の消費税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：住宅家賃は必ず標準税率10％で課税される。
- イ：住宅家賃には軽減税率8％が適用される。
- ウ：住宅家賃は輸出免税となる。
- エ：原則として非課税取引となる。

答え・解説

正答：エ

ア：一定の住宅貸付けは非課税である。
イ：軽減税率の対象ではない。
ウ：国内住宅貸付けであり輸出取引ではない。
エ：一定の住宅の貸付けは社会政策的配慮等から非課税とされる。
総合解説：1か月未満の貸付けなど、非課税住宅貸付けに該当しない場合がある点に注意する。
対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0127

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：標準

健康保険法等に基づく社会保険診療として行われる医療サービスの消費税上の基本的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア：全て標準税率10%で課税される。
- イ：原則として非課税取引となる。
- ウ：軽減税率8%が適用される。
- エ：輸出免税となる。

答え・解説

正答：イ

ア：社会保険診療は原則非課税である。

イ：社会保険医療の給付等は社会政策的配慮から非課税とされる。

ウ：飲食物品等ではなく非課税取引である。

エ：国内医療の非課税取引である。

総合解説：美容整形や差額ベッド料金など、社会保険医療の非課税範囲に入らないものは課税となり得る。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0128

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：標準

消費税の非課税取引と輸出免税取引の違いとして最も適切なものはどれか。

- ア：非課税と輸出免税は税法上完全に同一である。
- イ：輸出免税は本来課税対象となる取引について税率負担を免除し、対応する課税仕入れの仕入税額控除が可能であるのに対し、非課税取引は原則として課税対象から除かれ、対応仕入れの控除にも制約がある。
- ウ：輸出免税では対応する仕入税額を一切控除できない。
- エ：非課税取引は必ず標準税率10%を課す。

答え・解説

正答：イ

ア：仕入税額控除等の効果が異なる。

イ：輸出免税はゼロ税率に近い効果を持つのに対し、非課税は売上税額を生じさせない一方で仕入税額控除の計算へ影響する。

ウ：要件を満たせば控除できる。

エ：非課税なので売上税額は課されない。

総合解説：消費税で最重要の区別の一つが、非課税・免税・不課税の違いである。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0129

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：標準

国内の課税事業者が商品を国外の顧客へ輸出販売し、輸出の事実を所定の書類で証明できる場合の消費税上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：国内事業者の売上なので必ず10%課税する。

イ：輸出販売は土地譲渡と同じ非課税取引である。

ウ：輸出販売は消費税法上まったく存在しない取引として扱う。

エ：輸出免税が適用され、売上に消費税を課さない。

答え・解説

正答：エ

ア：輸出免税の要件を満たせば免税となる。

イ：非課税ではなく輸出免税である。

ウ：課税取引の一類型に免税が適用される。

エ：消費税は国内消費に負担を求める税であるため、国外で消費される輸出取引は免税とされる。

総合解説：輸出免税を受けるには輸出許可書等の証明書類保存が必要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0130

消費税 > 納税義務・課税/非課税・輸出免税 | 難易度：標準

課税事業者が国内で商品を税込110万円で仕入れ、その商品を輸出免税売上として国外へ販売した。適格請求書等の保存など要件を満たす場合、仕入時の消費税額について最も適切な説明はどれか。

ア：輸出売上には税がかからないため、仕入税額は必ず控除禁止となる。

イ：仕入税額は土地の非課税売上と同様に必ず全額控除不可となる。

ウ：仕入税額控除は国内売上にしか認められない。

エ：輸出免税売上に対応する課税仕入れであっても、要件を満たせば仕入税額控除の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：輸出免税では仕入税額控除が認められる。

イ：輸出免税と非課税は取扱いが異なる。

ウ：輸出免税に対応する仕入れも対象となる。

エ：輸出取引は売上税額が免除される一方、輸出に対応する課税仕入れの税額は控除できる。

総合解説：輸出企業で還付が生じ得るのは、輸出売上の税額が0である一方、国内仕入れの税額控除が認められるためである。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0131

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：基礎

国内の標準税率対象取引に適用される消費税及び地方消費税の合計税率として最も適切なものはどれか。

- ア：10％（考え方：標準税率は合計10％で、内訳は消費税7.8％、地方消費税2.2％とする考え方）。
- イ：5％（考え方：現行の標準税率として扱う場合）。
- ウ：8％（考え方：軽減税率の合計税率とする考え方）。
- エ：23.2％（考え方：法人税の基本税率と混同している）。

答え・解説

正答：ア

- ア：標準税率は合計10％で、内訳は消費税7.8％、地方消費税2.2％である。
- イ：現行の標準税率ではない。
- ウ：軽減税率の合計税率である。
- エ：法人税の基本税率と混同している。

総合解説：消費税の計算では国税部分と地方消費税部分を区別することがあるが、取引時の合計標準税率は10％である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0132

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

消費税の軽減税率8％の対象となる取引として最も適切なものはどれか。

- ア：酒類及び外食を除く飲食料品の譲渡。
- イ：レストラン店内での通常の食事提供。
- ウ：ビールなど酒類の販売。
- エ：事務所用パソコンの販売。

答え・解説

正答：ア

- ア：軽減税率の主な対象は酒類・外食を除く飲食料品と一定の新聞である。
- イ：外食は軽減税率の対象外で標準税率となる。
- ウ：酒類は軽減税率の対象外である。
- エ：飲食料品等ではなく標準税率対象である。

総合解説：同じ食品でもテイクアウトと外食で税率が異なる場合があるため、取引形態を確認する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0133

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

軽減税率8%の内訳として最も適切なものはどれか。

ア：消費税7.8%、地方消費税2.2%（考え方：標準税率10%の内訳とする考え方）。

イ：消費税5%、地方消費税3%（考え方：現行の法定内訳として扱う場合）。

ウ：消費税8%、地方消費税0%（考え方：地方消費税を含む合計税率が8%とする考え方）。

エ：消費税6.24%、地方消費税1.76%（考え方：軽減税率の合計8%は、国税6.24%と地方消費税1.76%で構成される）。

答え・解説

正答：エ

ア：標準税率10%の内訳である。

イ：現行の法定内訳ではない。

ウ：地方消費税を含む合計税率が8%である。

エ：軽減税率の合計8%は、国税6.24%と地方消費税1.76%で構成される。

総合解説：申告計算では国税と地方税に分けるため、税率の内訳も重要になる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0134

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

標準税率10%が適用される税込価格1,100万円の売上について、含まれる消費税等相当額はいくらか。

ア：110万円（考え方：税込金額に10%をそのまま乗じている）。

イ：1,000万円（考え方：税抜対価額とする考え方）。

ウ：10万円（考え方：税率換算が別の前提を置く）。

エ：100万円（考え方：1,100万円×10/110=100万円）。

答え・解説

正答：エ

ア：税込金額に10%をそのまま乗じている。

イ：税抜対価額である。

ウ：税率換算が誤っている。

エ：1,100万円×10/110 = 100万円。

総合解説：税込金額から合計消費税等相当額を求める場合、標準税率では10/110を用いる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0135

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

一般課税の事業者について、売上に係る消費税等が180万円、全額控除対象となる仕入れに係る消費税等が120万円で、他の調整がない。基本的な納付税額はいくらか。

ア：120万円（考え方：仕入税額そのものを納付税額としている）。

イ：60万円（考え方：180万円-120万円=60万円）。

ウ：180万円（考え方：仕入税額控除を反映しない計算を採る）。

エ：300万円（考え方：売上税額と仕入税額を加算する計算）。

答え・解説

正答：イ

ア：仕入税額そのものを納付税額としている。

イ：180万円 - 120万円 = 60万円。

ウ：仕入税額控除を反映していない。

エ：売上税額と仕入税額を加算している。

総合解説：消費税の基本は売上税額 - 控除対象仕入税額である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0136

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

一般課税で仕入税額控除を受けるための原則的な要件として最も適切なものはどれか。

ア：口頭で仕入先から課税取引だと聞けば、帳簿・請求書の保存は一切不要である。

イ：一定事項を記載した帳簿及び適格請求書を保存する。

ウ：売上請求書だけ保存すれば仕入税額控除できる。

エ：仕入税額控除には会社法上の株主総会決議が必要である。

答え・解説

正答：イ

ア：原則として法定の保存要件がある。

イ：インボイス制度では、原則として帳簿と適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

ウ：仕入れに係る帳簿・請求書等が必要である。

エ：消費税法上の帳簿・請求書保存が問題となる。

総合解説：帳簿のみで控除できる一定の特例取引もあるため、原則と例外を区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0137

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：基礎

2027年1月1日に開始する課税期間に、インボイス発行事業者でない免税事業者から課税仕入れを行い、令和8年度税制改正後の経過措置の要件を満たす場合、仕入税額相当額の控除可能割合として最も適切なものはどれか。

- ア：100％（考え方：インボイス発行事業者でない者からの仕入れに全額控除は原則認められない）。
- イ：50％（考え方：改正前の予定と混同している。令和8年度改正後、当該期間は70％とする考え方）。
- ウ：70％（考え方：令和8年10月1日から2年間は、一定の免税事業者等からの課税仕入れについて仕入税額相当額の70％を控除できる経過措置となった）。
- エ：0％（考え方：令和13年10月以降の最終段階と混同している）。

答え・解説

正答：ウ

- ア：インボイス発行事業者でない者からの仕入れに全額控除は原則認められない。
 - イ：改正前の予定と混同している。令和8年度改正後、当該期間は70％である。
 - ウ：令和8年10月1日から2年間は、一定の免税事業者等からの課税仕入れについて仕入税額相当額の70％を控除できる経過措置となった。
 - エ：令和13年10月以降の最終段階と混同している。
- 総合解説：令和8年度税制改正で、従来の80％・50％経過措置は7・5・3割控除へ見直された。令和9年試験ではこの改正を反映する必要がある。
- 対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0138

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

課税期間の課税売上高が5億円以下で、課税売上割合が95％以上である一般課税事業者の仕入税額控除について、原則的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア：課税売上割合に関係なく仕入税額は全て控除禁止となる。
- イ：必ず仕入税額の50％だけを控除する。
- ウ：課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除対象とすることができる。
- エ：課税売上高が5億円以下なら課税売上割合0％でも全額控除できる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：要件を満たせば全額控除できる。
 - イ：95％ルールの内容ではない。
 - ウ：一定の小規模・高課税売上割合事業者には95％ルールにより仕入税額の全額控除が認められる。
 - エ：課税売上割合95％以上も要件である。
- 総合解説：課税売上高が5億円超、又は課税売上割合95％未満の場合は個別対応方式や一括比例配分方式等で按分する。
- 対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0139

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

課税売上割合が低く個別対応方式を採用している事業者が、住宅貸付けという非課税売上に直接対応する課税仕入れを行った。その仕入税額の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：非課税売上対応でも必ず全額控除できる。

イ：非課税売上対応仕入れは売上税額へ加算する。

ウ：非課税売上にのみ要する課税仕入れに係る税額として、仕入税額控除の対象とならない。

エ：住宅貸付けが非課税なので、仕入れ自体も消費税が一切課されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：個別対応方式では控除対象外となる。

イ：仕入控除の可否の問題である。

ウ：個別対応方式では、課税売上対応・非課税売上対応・共通対応に区分して控除額を計算する。

エ：修繕等の仕入れは課税取引となり得る。

総合解説：非課税売上には売上税額がないため、対応する仕入税額を無制限に控除すると課税の中立性が崩れる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0140

消費税 > 課税標準・税率・仕入税額控除 | 難易度：標準

輸出免税売上の課税売上割合計算上の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：輸出免税売上は非課税売上と同じく、課税売上割合の分母だけに入る。

イ：輸出免税売上は課税売上割合の計算から必ず完全除外する。

ウ：輸出免税売上は課税売上割合を必ず0%にする。

エ：輸出免税は課税資産の譲渡等に係る免税取引であり、課税売上割合の分子・分母に課税売上として含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：非課税取引とは性質が異なる。

イ：課税資産の譲渡等に係る売上として扱う。

ウ：そのような効果はない。

エ：輸出免税は非課税売上ではなく、本来課税取引に免税を適用するため、仕入税額控除上も課税売上として扱われる。

総合解説：輸出免税を課税売上として扱うことが、輸出対応仕入れの税額控除・還付につながる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0141

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：標準

消費税の簡易課税制度を原則的に適用できる課税事業者として最も適切なものはどれか。

ア：所定の選択届出書を提出し、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者。

イ：基準期間の課税売上高が5億円を超える全事業者。

ウ：免税事業者で課税事業者になる意思がなくても、自動的に簡易課税で申告する。

エ：届出の有無や売上高に関係なく、全事業者が自由に毎年選択できる。

答え・解説

正答：ア

ア：簡易課税制度は中小事業者の事務負担に配慮し、基準期間課税売上高5,000万円以下等を要件とする。

イ：5,000万円以下が基本要件である。

ウ：課税事業者であることが前提となる。

エ：原則として選択届出と売上高要件がある。

総合解説：簡易課税は納税義務の免除制度ではなく、課税事業者の税額計算方法の特例である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0142

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：応用

簡易課税制度で第1種事業に区分される卸売業のみなし仕入率として最も適切なものはどれか。

ア：80％：小売業等の事業区分を当てはめた率。

イ：50％：サービス業等の事業区分を当てはめた率。

ウ：90％：卸売業の事業区分に対応するのみなし仕入率。

エ：40％：不動産業の事業区分を流用した率。

答え・解説

正答：ウ

ア：第2種事業の率である。

イ：第5種事業の率である。

ウ：第1種事業である卸売業のみなし仕入率は90％である。

エ：第6種事業の率である。

総合解説：のみなし仕入率は第1種から順に90・80・70・60・50・40％で整理できる。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0143

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：標準

不動産賃貸等を行う第6種事業について、簡易課税制度で用いるみなし仕入率はいくらか。

ア：90％：卸売取引を前提とした高い控除割合。

イ：80％：小売取引を前提とした控除割合。

ウ：40％：不動産賃貸の事業区分に対応する割合。

エ：60％：その他事業の区分を流用した割合。

答え・解説

正答：ウ

ア：第1種卸売業の率である。

イ：第2種小売業等の率である。

ウ：第6種事業である不動産業のみなし仕入率は40％である。

エ：第4種事業の率である。

総合解説：不動産業は第6種・40％であり、サービス業等の第5種・50％と区別する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0144

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：応用

簡易課税制度を適用する小売業者の売上税額が100万円で、第2種事業のみなし仕入率80％を用いる。他の調整がない場合の納付税額はいくらか。

ア：20万円（考え方：みなし仕入税額は100万円×80%=80万円、納付税額は100-80=20万円）。

イ：80万円（考え方：みなし仕入税額そのものを答えている）。

ウ：100万円（考え方：仕入税額控除を反映しない計算を採る）。

エ：180万円（考え方：売上税額とみなし仕入税額を加算する計算）。

答え・解説

正答：ア

ア：みなし仕入税額は100万円×80％＝80万円、納付税額は100 - 80 = 20万円。

イ：みなし仕入税額そのものを答えている。

ウ：仕入税額控除を反映していない。

エ：売上税額とみなし仕入税額を加算している。

総合解説：簡易課税では実際の仕入税額ではなく、売上税額×みなし仕入率を仕入税額とみなす。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0145

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：基礎

簡易課税制度を適用している事業者の仕入税額控除計算として最も適切なものはどれか。

ア：実際の仕入税額とみなし仕入税額を必ず両方全額控除する。

イ：原則として実際の課税仕入れに係る税額ではなく、売上税額に事業区分ごとのみなし仕入率を乗じて控除額を計算する。

ウ：簡易課税では仕入税額控除を一切行わない。

エ：簡易課税では売上税額ではなく当期利益にみなし仕入率を乗じる。

答え・解説

正答：イ

ア：二重控除となる。

イ：簡易課税は仕入税額の実額集計を省略して税額計算を簡素化する制度である。

ウ：みなし仕入率による控除を行う。

エ：売上に係る消費税額が計算の基礎である。

総合解説：実額仕入れが多い事業者では、一般課税の方が有利になる場合もある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0146

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：標準

消費税簡易課税制度選択届出書を提出して簡易課税を適用した場合の基本的な継続ルールとして最も適切なものはどれか。

ア：適用した翌月から自由に一般課税へ戻せる。

イ：原則として一定期間は継続適用が必要で、国税庁の令和8年度改正資料では選択後原則2年間継続適用する旨が示されている。

ウ：簡易課税を選択すると永久に変更できない。

エ：簡易課税は1回の取引ごとに選択できる。

答え・解説

正答：イ

ア：原則2年間の継続適用がある。

イ：制度選択後に毎期有利な方へ自由に切り替えることを防ぐため継続適用ルールがある。

ウ：所定の届出等により将来不適用とすることができる。

エ：課税期間単位の制度である。

総合解説：簡易課税は課税期間ごとの有利不利を見て毎回自由に切り替える制度ではない。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0147

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：標準

インボイス発行事業者の登録を受けたことで免税事業者から課税事業者となった個人事業者が、令和9年分について3割特例の要件を満たす場合の納付税額として最も適切なものはどれか。

ア：売上税額の20%（考え方：従来の2割特例と混同している）。

イ：売上税額の30%（考え方：令和8年度税制改正により、一定の個人事業者の令和9年分・令和10年分は納付税額を売上税額の3割とする特例が設けられた）。

ウ：売上税額の70%（考え方：3割特例では売上税額の70%を控除し、30%を納付する）。

エ：売上税額の100%（考え方：3割特例の軽減効果を反映しない計算を採る）。

答え・解説

正答：イ

ア：従来の2割特例と混同している。

イ：令和8年度税制改正により、一定の個人事業者の令和9年分・令和10年分は納付税額を売上税額の3割とする特例が設けられた。

ウ：3割特例では売上税額の70%を控除し、30%を納付する。

エ：3割特例の軽減効果を反映していない。

総合解説：3割特例は個人事業者に限られ、法人には適用されない点も重要である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0148

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：応用

法人の消費税及び地方消費税の確定申告・納付期限について、原則的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：課税期間終了後10日以内（ごく短期の申告期限を想定する場合）。

イ：課税期間終了の日の翌日から2か月以内（法人の消費税確定申告に係る原則期限を用いる場合）。

ウ：課税期間終了後1年以内（年単位の申告猶予を想定する場合）。

エ：法人税申告と無関係なので期限は存在しない（消費税に法定期限がないと仮定する場合）。

答え・解説

正答：イ

ア：原則期限より短すぎる。

イ：法人の消費税確定申告・納付は原則として課税期間終了後2か月以内に行う。

ウ：原則期限より長すぎる。

エ：消費税にも法定申告・納付期限がある。

総合解説：一定の法人には確定申告期限の特例があるが、基本は2か月以内である。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0149

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：標準

個人事業者の暦年課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告・納付期限の原則として最も適切なものはどれか。

ア：翌年1月31日まで（考え方：原則期限として扱う場合）。

イ：翌年3月15日まで（考え方：所得税の一般的な確定申告期限と混同している）。

ウ：翌年12月31日まで（考え方：原則期限より大幅に遅い）。

エ：翌年3月31日まで（考え方：個人事業者の消費税確定申告期限は、所得税の原則的な申告期限とは異なり翌年3月31日までとする考え方）。

答え・解説

正答：エ

ア：原則期限ではない。

イ：所得税の一般的な確定申告期限と混同している。

ウ：原則期限より大幅に遅い。

エ：個人事業者の消費税確定申告期限は、所得税の原則的な申告期限とは異なり翌年3月31日までである。

総合解説：所得税と消費税では個人事業者の確定申告期限が異なる点に注意する。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01

0150

消費税 > 簡易課税・申告・納付・還付 | 難易度：標準

一般課税の課税事業者で、売上税額80万円、控除可能な仕入税額120万円、他の調整がない場合の基本的な申告結果として最も適切なものはどれか。

ア：40万円の納付（考え方：仕入税額の方が大きいため還付となる計算）。

イ：40万円の還付（考え方：80万円-120万円=マイナス40万円となり、要件を満たす還付申告により40万円が還付対象となる計算）。

ウ：80万円の納付（考え方：仕入税額控除を反映しない計算を採る）。

エ：200万円の納付（考え方：売上税額と仕入税額を加算する計算）。

答え・解説

正答：イ

ア：仕入税額の方が大きいため還付となる。

イ：80万円 - 120万円 = マイナス40万円となり、要件を満たす還付申告により40万円が還付対象となる。

ウ：仕入税額控除を無視している。

エ：売上税額と仕入税額を加算している。

総合解説：設備投資が多い時期や輸出売上が多い事業者では、一般課税で消費税還付が生じることがある。

対象：令和9年公認会計士試験 / 基準日 2027-01-01